


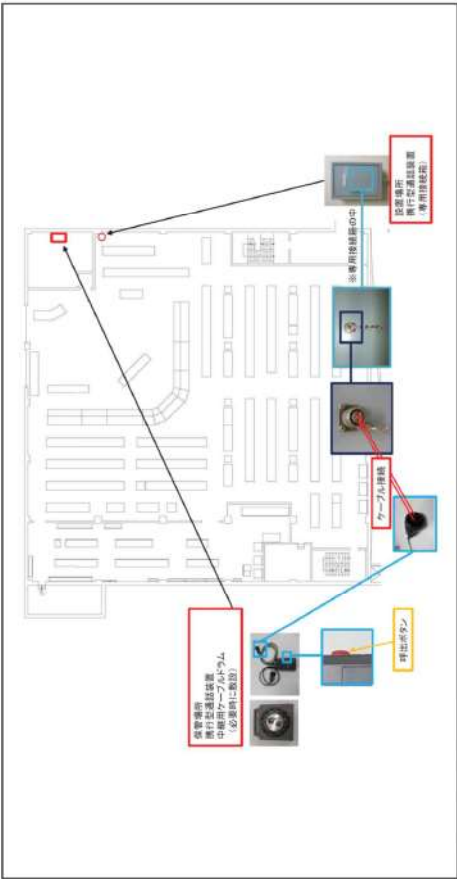

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所 3 / 4 号炉 | 女川原子力発電所 2 号炉 | 泊発電所 3 号炉 | 相違理由 |
|----------------|---------------|---|------|
| | |  <p data-bbox="1377 311 1400 550" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">(株)電力中央研究所 電力技術情報センター</p> <p data-bbox="1545 502 1758 518" style="font-size: x-small;">第62-6-12図 屋内アクセスケーブル 第一回路図</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所 3 / 4 号炉 | 女川原子力発電所 2 号炉 | 泊発電所 3 号炉 | 相違理由 |
|----------------|---|---|--|
| | <p style="text-align: center;">62-8 設備操作に関する説明書</p> | <p style="text-align: center;">62-7 設備操作に関する説明書</p> | <p>【大飯】記載方針の相違 大飯では当該説明資料は作成していない。</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所 3 / 4 号炉 | 女川原子力発電所 2 号炉 | 泊発電所 3 号炉 | 相違理由 |
|----------------|---|---|---|
| |  <p>第 62-8-1 図 操作棟要図 飛行型通話装置 (制御建屋地上 3 階 中央制御室)</p> <p>※本図に示すのは、イメージ図であり、細かな仕様等は、図面を参照して確認してください。 ・本図又は本図の記載内容については、内容、記載等を確認して確認してください。</p> |  <p>第 62-7-1 図 操作棟要図 飛行型通話装置 (原子力制御室地上 17.8m 中央制御室)</p> | <p>【大飯】記載方針の相違 大飯では当該説明資料は作成していない。</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所 3 / 4 号炉 | 女川原子力発電所 2 号炉 | 泊発電所 3 号炉 | 相違理由 |
|--|---|---|---|
| <div data-bbox="69 986 703 1453" style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <div data-bbox="69 1054 703 1378" style="border: 1px solid black; height: 200px; margin: 10px 0;"></div> <p>図 62-8-4 操作概要図 無線連絡設備（可搬）及び衛星電話設備（可搬） (5 号炉原子炉建屋内緊急時対応用)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">特記の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div> | <div data-bbox="703 217 1335 531" style="border: 1px solid black; height: 200px; margin: 10px 0;"></div> <p>図 62-7-2 図 操作概要図 衛星電話設備（可搬型）及び衛星電話設備（携帯型） (緊急時対策建屋地下2階)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">特記の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> | <div data-bbox="1375 145 1928 671" style="border: 2px solid black; height: 330px; margin: 10px 0;"></div> <p>図 62-7-2 図 操作概要図 衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型） 及び衛星電話設備（携帯型） (原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">特記の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <div data-bbox="1375 799 1917 1262" style="text-align: center;"> <p>無線連絡設備（携帯型） 一般の携帯電話機と同様の操作</p> <p>衛星場所 衛星携帯電話（携帯型） ・通話チャンネル設定 ・通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>設置場所 衛星電話設備（固定型） 電線スイッチ、ハンドマイクの通話ボタン操作</p> <p>設置場所 衛星電話設備（FAX） 一般の FAX と同様の操作</p> <p>電話機 一般の電話機と同様の操作</p> </div> <p>・写真については、イメージ、例を含む ・配置又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>図 62-7-3 図 操作概要図 衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、 衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型） (緊急時対策用)</p> | <p>【大飯】記載方針の相違 大飯では当説明資料は作成していない。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所 3 / 4 号炉 | 女川原子力発電所 2 号炉 | 泊発電所 3 号炉 | 相違理由 |
|----------------|---------------|---|---|
| | | <div data-bbox="1377 167 1915 630"> </div> <div data-bbox="1377 670 1680 710"> <p>・写真については、イメージ、形を含む ・配線又は配線箇所については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> </div> <div data-bbox="1433 734 1814 798"> <p>第 62-7-4 図 操作概要図 テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 及びインターフォン （緊急時対策所）</p> </div> | <p>【大飯】記載方針の相違 大飯では当該説明資料は作成していない。</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3/4号炉 | 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|------------|---|---|---|
| | <div data-bbox="719 161 1308 469" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="719 472 927 491">*写真については、イメージ、例を含む。 *配置又は設置場所については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</p> <p data-bbox="786 496 1227 523">第62-6-4図 操作概要図 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び5995表示装置 (緊急時対策建屋地下2階)</p> <div data-bbox="1041 523 1294 549" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1064 531 1272 544">図面内の内容は設置機種の観点から公開できません。</p> </div> | <div data-bbox="1346 169 1955 683"> <p data-bbox="1346 240 1451 304">設置場所 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</p> <p data-bbox="1458 296 1608 331">IP電話 一般の電話機と同様の操作</p> <p data-bbox="1630 296 1780 331">IP-FAX 一般のFAXと同様の操作</p> <p data-bbox="1346 512 1541 671">データ表示端末 一般のPCと同様の操作</p> <p data-bbox="1653 592 1758 655">設置場所 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</p> <p data-bbox="1771 496 1955 655">テレビ会議システム 一般のテレビ会議と同様の操作</p> </div> <p data-bbox="1346 699 1666 740">*写真については、イメージ、例を含む *配置又は設置場所については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</p> <p data-bbox="1397 767 1832 831" style="text-align: center;">第62-7-5図 操作概要図 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ表示端末 (緊急時対策所)</p> | <p data-bbox="1973 169 2161 248">【大飯】記載方針の相違 大飯では当説明資料は作成していない。</p> |

| | |
|-------------|----------------|
| 泊発電所3号炉審査資料 | |
| 資料番号 | SADB1H-9 r.0.0 |
| 提出年月日 | 令和5年8月31日 |

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

1次冷却材設備

令和5年8月

北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

| | | |
|--------------|---------|------|
| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--------------|---------|------|

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

| 各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【 いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】 | | |
|---|----------------------|---|
| 記号 | 相違のある要求事項 | 相違に対する考え方 |
| ① | 環境条件_環境影響 | 配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし |
| ② | 環境条件_海水通水 | 外部造水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし |
| ③ | 操作性 | 操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし |
| ④ | 切り替え性 | 本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし |
| ⑤ | 悪影響防止_系統設計 | 系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし |
| ⑥ | 設置場所 | 対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし |
| ⑦ | 容量等 | 有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賅える容量とする方針に相違なし |
| ⑧ | 共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象 | 設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし |
| ⑨ | 共通要因故障_サポート系 | 対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし |

表-2

| 記号 | 43条適合性確認項目 | 関連資料 | | | 大飯との相違理由 |
|----|--------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| | | 【大飯】 | 【泊】 | 【女川】(参考) | |
| ① | 環境条件における健全性 | 配置図 | 配置図(保管場所図) 系統図 接続図 | 配置図(保管場所図) 系統図 接続図 | 泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし |
| ② | 操作性 | 配置図 | 配置図 系統図 接続図 | 接続図 配置図 | 泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし |
| ③ | 試験・検査 | 構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他 | 試験・検査説明資料 | 試験及び検査 | 大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし |
| ④ | 切り替え性 | 系統図 配置図 | 系統図 | 系統図 | 大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作性の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作性の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している |
| ⑤ | 悪影響防止 | 系統図 配置図 | 系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料 | 系統図 試験及び検査 | 泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである |
| ⑥ | 設置場所 | 配置図 | 接続図 配置図 | 接続図 配置図 | 泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし |
| ⑦ | 容量(常設、可搬) | 容量設定根拠 | 容量設定根拠 | 容量設定根拠 | 資料の内容については設計連携により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし |
| — | 共用の禁止 | — | — | — | —(単号炉申請であり共用設備なし) |
| ⑧ | 共通要因故障防止(常設) | 配置図 系統図 設備概要 | 配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料 | 配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料 | 記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし |
| ⑨ | 接続性 | 系統図 | 接続図 | 接続図 | 紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし |
| ⑩ | 異なる複数の接続箇所 | 配置図 | 接続図 | 接続図 | |
| ⑪ | 設置場所 | 配置図 | 接続図 | 接続図 | |
| ⑫ | 保管場所 | 配置図 | 保管場所図 | 保管場所図 | 紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし |
| ⑬ | アクセスルート | 補足説明資料共通4 | アクセスルート | アクセスルート図 | |
| ⑭ | 共通要因故障防止(可搬) | 配置図 系統図 設備概要 | 配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図 | 配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図 | 記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|---------|------|
| <p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p>【共通（資料構成の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 <p>【試験検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として揭示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 <p>【系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 <p>【容量設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 <p>【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 | | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---------------------------|---------------------------|------|
| <p>他1-1 SA設備基準適合性 一覧表</p> | <p>他1-1 SA設備 基準適合性一覧表</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | | 泊発電所3号炉 | |
|------------|------------|---------|---------|
| 項目 | 大飯発電所3/4号炉 | 項目 | 泊発電所3号炉 |
| 1次冷却設備 | | 1次冷却設備 | |
| ポンプ | ポンプ | ポンプ | ポンプ |
| 配管 | 配管 | 配管 | 配管 |
| 制御 | 制御 | 制御 | 制御 |
| 保安 | 保安 | 保安 | 保安 |
| その他 | その他 | その他 | その他 |
| ① | ① | ① | ① |
| ② | ② | ② | ② |
| ③ | ③ | ③ | ③ |
| ④ | ④ | ④ | ④ |
| ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ |
| ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ |
| ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ |
| ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ |

他1-1-1



| 泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設) | | 相違理由 | |
|----------------------------|---|------|--------------------|
| その他の設備 (1次冷却設備) | 1次冷却ポンプ | 相違区分 | 相違資料 |
| ① | 原子炉格納容器 | A | ① [補足説明資料]他1-2 配設図 |
| ② | 海水又は淡水 (海水を過水する可能性あり) | B | |
| ③ | 対象外 (操作不要) | ✓ | ② |
| ④ | 切替弁 | B b | ④ [補足説明資料]他1-4 系統図 |
| ⑤ | 【バウンダリ】 同系系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同系系統構成) | A d | ⑤ [補足説明資料]他1-4 系統図 |
| ⑥ | 対象外 (操作不要) | ✓ | ⑥ |
| ⑦ | 対象外 | ✓ | ⑦ |
| ⑧ | 【バウンダリ】 防止設備/代替対象施設なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし | ✓ | ⑧ |
| ⑨ | 対象外 (サポート系なし) | ✓ | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1 次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | |
|------------|----|
| 項目 | 備考 |
| 1 | 1 |
| 2 | 2 |
| 3 | 3 |
| 4 | 4 |
| 5 | 5 |
| 6 | 6 |
| 7 | 7 |
| 8 | 8 |

他1-1-1

| 泊発電所3号炉 | | 相違理由 |
|----------------------------|----|------|
| 泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設) | | |
| 項目 | 備考 | |
| 1 | 1 | |
| 2 | 2 | |
| 3 | 3 | |
| 4 | 4 | |
| 5 | 5 | |
| 6 | 6 | |
| 7 | 7 | |
| 8 | 8 | |
| 9 | 9 | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | | 泊発電所3号炉 | |
|------------|------------|---------|---------|
| 項目 | 大飯発電所3/4号炉 | 項目 | 泊発電所3号炉 |
| 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 2 | 2 | 2 |
| 3 | 3 | 3 | 3 |
| 4 | 4 | 4 | 4 |
| 5 | 5 | 5 | 5 |
| 6 | 6 | 6 | 6 |
| 7 | 7 | 7 | 7 |
| 8 | 8 | 8 | 8 |

他1-1-1

| 泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設) | | 相違理由 | |
|----------------------------|---|------|---|
| その他の設備 (1次冷却設備) | | 相違理由 | |
| 加圧器 | | 相違理由 | |
| 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 2 | 2 | 2 |
| 3 | 3 | 3 | 3 |
| 4 | 4 | 4 | 4 |
| 5 | 5 | 5 | 5 |
| 6 | 6 | 6 | 6 |
| 7 | 7 | 7 | 7 |
| 8 | 8 | 8 | 8 |
| 9 | 9 | 9 | 9 |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1 次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | |
|------------|----|
| 項目 | 備考 |
| 1 | 1 |
| 2 | 2 |
| 3 | 2 |
| 3 | 3 |
| 4 | 4 |
| 5 | 5 |
| 6 | 6 |
| 7 | 7 |
| 8 | 8 |
| 9 | 8 |

他1-1-1

| 泊発電所3号炉 | | 相違理由 |
|----------------------------|--|------|
| 泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設) | | |
| その他の設備 (1次冷却設備) | 1次冷却対象 | 相違理由 |
| 1 | 原子炉格納容器 | ① |
| 2 | 海水又は淡水 (海水を過水する可能性あり) | ② |
| 3 | 対象外 (操作不要) | ③ |
| 4 | 対象外 (機器・性能及び備えの相違が可成) | ④ |
| 5 | 対象外 (設計基準対象施設として使用する場合は同一系統構成) | ⑤ |
| 6 | 対象外 (操作不要) | ⑥ |
| 7 | 対象外 | ⑦ |
| 8 | 【バウンダリ】 防止設備/代替対象DB設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし | ⑧ |
| 9 | 対象外 (サポート系なし) | ⑨ |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1 次冷却設備

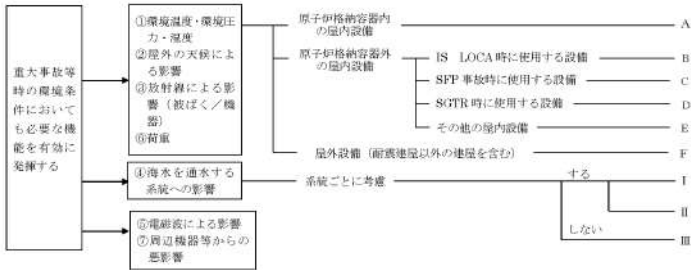
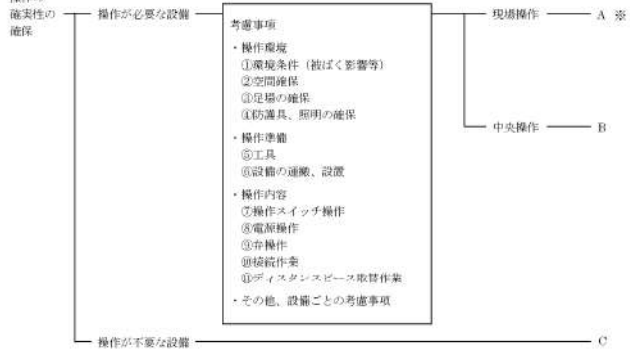
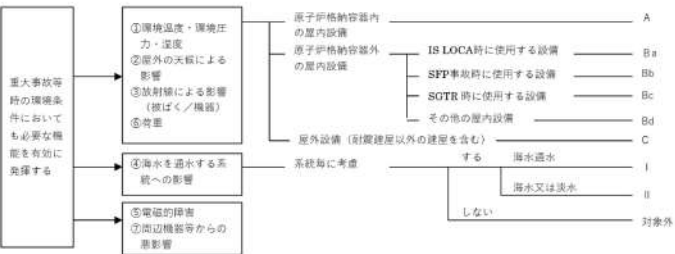

| 大飯発電所3/4号炉 | |
|------------|----|
| 項目 | 備考 |
| 1 | 1 |
| 2 | 2 |
| 3 | 2 |
| 3 | 3 |
| 4 | 4 |
| 5 | 5 |
| 6 | 6 |
| 7 | 7 |
| 8 | 8 |
| 9 | 8 |

他1-1-1

| 泊発電所3号炉 | | 相違理由 |
|----------------------------|----|------|
| 泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設) | | |
| 項目 | 備考 | |
| 1 | 1 | |
| 2 | 2 | |
| 3 | 3 | |
| 4 | 4 | |
| 5 | 5 | |
| 6 | 6 | |
| 7 | 7 | |
| 8 | 8 | |
| 9 | 9 | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|--|------|
| <p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>④海水を透過する系統については、Ⅰ：通常時に海水を透過する系統、Ⅱ：淡水又は海水から選択できる系統、Ⅲ：海水を透過しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A③、A⑤、A⑦等)</p> | <p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|------|
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・特性検査</p> <p>考慮事項 ○検査性のある構造 ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○系統構成、外部入力 ・アストラインの構成 ・機械負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化 機械設備 電気設備 計測制御設備 構築物 その他</p> <p>A ボンプ、ファン、圧縮機 B 弁 C 弁蓋（タンク類） D 熱交換器 E 空機ユニット F 管路 G 内部機器 H 次級 I 発電機 J その他電機設備 K 計測制御設備 L 建屋 M その他</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 第2（1）項参照</p> <p>考慮事項 ○検査性のある構造 ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○系統構成、外部入力 ・アストラインの構成 ・機械負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化 機械設備 熱交換器 電気設備 計測制御設備 構築物</p> <p>A ボンプ、ファン B 弁 M 圧縮機 C 弁蓋（タンク類） D 熱交換器 E 空機ユニット F 管路 G 内部機器 H 発電機 I その他電機設備 J 計測制御設備 L 建屋設備 K 建屋</p> | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】 ・弁操作等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 A</p> <p>変更せずに使用できる系統又は設備 B</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する必要があるか</p> <p>A</p> <p>本来の用途以外の用途として使用するための切替は不要</p> <p>DB施設としての機能を有さない</p> <p>切替必要 Ba1</p> <p>切替不要 Ba2</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 Bb</p> | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏水（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>A ※</p> <p>⑦ 内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 I</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A③等）</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏水（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>弁等で系統構成 Aa</p> <p>通常時は分離 Ab</p> <p>他設備から知立 Ac</p> <p>DBと同じ系統構成 Ad</p> <p>放射性物質又は海水を含む系統との分離 Ae</p> <p>高速回転機器 B</p> <p>高速回転機器 以外 対象外</p> | |

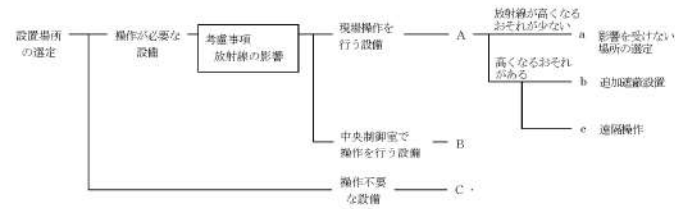
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

大飯発電所3/4号炉

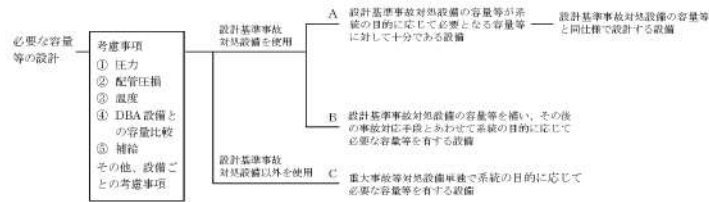
■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号

設置場所について



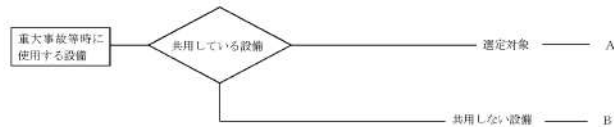
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号

常設重大事故等対処設備の容量等について



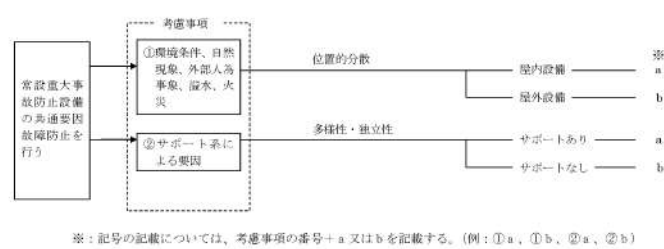
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号

発電用原子炉施設での共用の禁止について



■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号

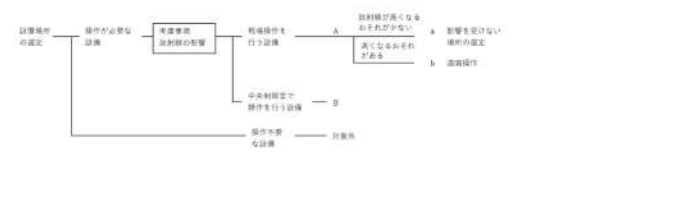
常設重大事故防止設備の共通要因故障について



泊発電所3号炉

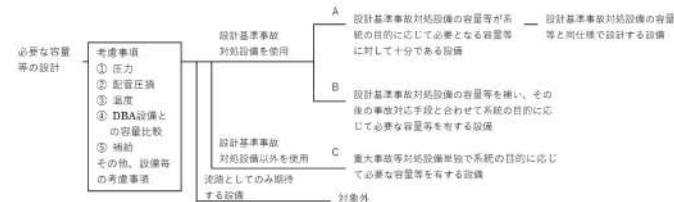
■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号

設置場所について



■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号

常設重大事故等対処設備の容量等について



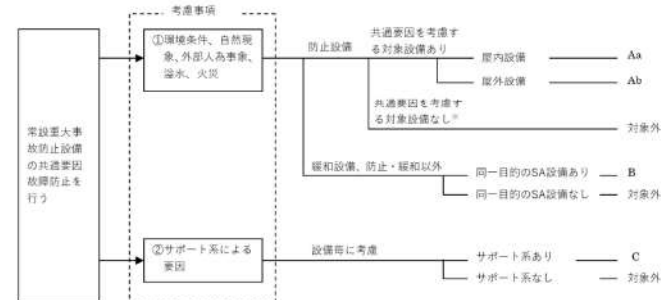
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号

発電用原子炉施設での共用の禁止について

| 区分 | 設計方針 | 関連資料 | 備考 |
|----|-----------------------------|------|----|
| - | 2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。 | - | - |

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号

常設重大事故防止設備の共通要因故障について



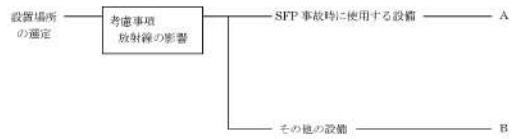
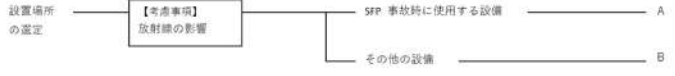

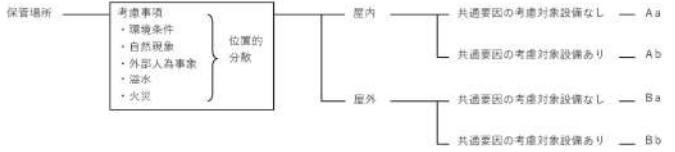
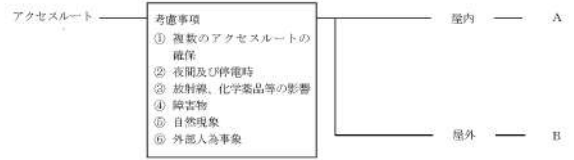

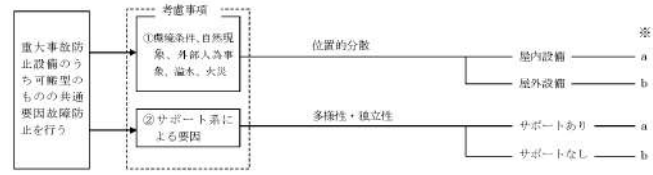
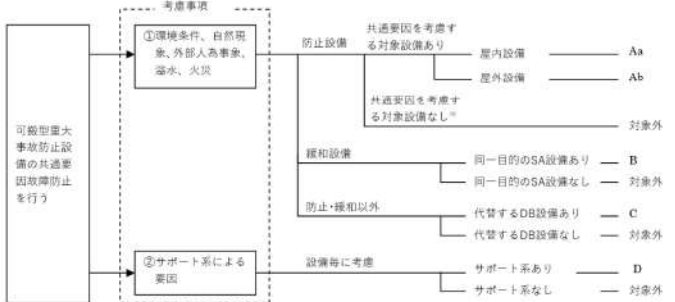
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1 次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|---|------|
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか <p>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量の考え方へ</p> <p>予備数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか <p>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a</p> <p>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b</p> <p>④、⑤以外 — c</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量も含めて設計方針とする。</p> | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> コネクタ接続 — A より簡便な接続規格等による接続 — C <p>配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ボルト締フランジ接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C その他の措置 — D 接続なし — E | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> 母線供給 — A 通信・計装各設備電源 — D <p>水・空気配管</p> <ul style="list-style-type: none"> 大口径等 — B 小口径等 — C <p>油配管、計装付属配管 — D <p>親子のボルト・ネジによる接続 — A</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> </p> | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線による影響因子 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面含む） — A 屋内及び屋外 — B その他（空気） — C 接続箇所なし — D | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境条件 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面含む） — A その他（空気） — 対象外 | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <p style="text-align: center;">他1-2 配置図 3号炉</p> | <p style="text-align: center;">他1-2 配置図</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <div data-bbox="179 199 1019 1388" style="border: 2px solid black; height: 745px; width: 375px;"></div> <div data-bbox="369 1396 851 1428" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="929 1396 1019 1428" style="margin-top: 5px;"> 他1-2-2 </div> | <div data-bbox="1108 263 1859 1348" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1467 1364 1545 1396" style="text-align: center;"> 他1-2-1 </div> | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|-------------------------------|-----------------------|------|
| <p>他1-4 試験・検査説明資料 3号炉</p> | <p>他1-3 試験・検査説明資料</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <div data-bbox="208 272 972 1369" style="border: 2px solid black; height: 687px; width: 341px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="369 1396 851 1428" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> | <div data-bbox="1093 204 1935 1393" style="border: 2px solid black; height: 745px; width: 376px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1417 1825 1449" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> | |

他1-4-18

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3/4号炉 | | 泊発電所3号炉 | | 相違理由 | |
|------------|-----------------|----------------------|------------|----------------------|---------------------------|
| 機器又は系統名 | 実備数(機器名) | 点検及び試験の項目 | 保全方式 量型 | 検査名 | 備考 (〇内は適用する 設備診断技術) |
| | 加圧調整がし弁弁井 | 1.機能・性能試験 (電動部含む) | 高 1F | 加圧調整がし弁元弁調整検査 | |
| | | 1.1分解点検 | 高 130M | | |
| | | 1.2分解点検 | 高 130M | | |
| | 加圧調整がし弁弁井電動機 | 1.3分解点検 | 高 78M | | |
| | | 2.異常点検 (特性点検) | 高 13M~78M | | |
| | A1 1次冷却材ポンプ・電動機 | 1.機能・性能試験 | 高 1F | 1次冷却材ポンプ調整検査 | 一部定期起動後 |
| | | 2.分解点検 | 高 130M | | |
| | | 3.分解点検 (メカニカルシール) | 高 13M | 1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査 | 一部先行実施 |
| | | 4.分解点検 (フライホイール) | 高 104M | | |
| | | 5.分解点検 (軸受分解) | 高 52M | | |
| | | 6.分解点検 (電動機) | 高 104M | | |
| | | 7.異常点検 (潤滑油入替) | 高 20M | | |
| | B1 1次冷却材ポンプ・電動機 | 1.機能・性能試験 | 高 1F | 1次冷却材ポンプ調整検査 | 一部定期起動後 |
| | | 2.分解点検 (ポンプ) | 高 130M | | |
| | | 3.分解点検 (メカニカルシール) | 高 13M | 1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査 | 一部先行実施 |
| | | 4.分解点検 (フライホイール) | 高 104M | | |
| | | 5.分解点検 (軸受分解) | 高 52M | | |
| | | 6.分解点検 (電動機) | 高 104M | | |
| | | 7.異常点検 (潤滑油入替) | 高 20M | | |
| | | 8.異常点検 (電動機) | 高 26M | | |

| 機器又は系統名 | 実備数(機器名) | 点検及び試験の項目 | 保全方式 量型 | 検査名 | 備考 (〇内は適用する設備診断技術) |
|-----------------------------|----------|----------------|------------|-------------------------|-----------------------|
| INTEA 3.A-1 1次冷却材ポンプ | 高 | 機能・性能試験 | 高 1.3M | 第1 1次冷却材ポンプ調整検査 | 一部定期検査 |
| | | 分解点検 | 1.0Y | | |
| | | 2.異常点検 (潤滑油交換) | 2.6M | 第1 1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査 | 一部定期検査 |
| | | 1.3M | | | |
| INTEA 3.A-1 1次冷却材ポンプ用電動機 | 高 | 機能・性能試験 | 0.2M | 第1 1次冷却材ポンプ調整検査 | |
| | | 分解点検 | 0.2M | | |
| | | 機能・性能試験 | 1.3M | 第1 1次冷却材ポンプ調整検査 | 一部定期検査 |
| | | 分解点検 | 1.0Y | | |
| | | 2.6M | | | |
| | | 0.8M | | | |
| | | 5.0M | | | |
| INTEA 3.A-1 1次冷却材ポンプ | 高 | 機能・性能試験 (特性点検) | 1.3M | 第1 1次冷却材ポンプ調整検査 | 一部定期検査 |
| | | 分解点検 | 1.17M | | |
| | | 1.17M | | | |
| INTEA 3.A-1 1次冷却材ポンプ用電動機 | 高 | 機能・性能試験 | 0.8M | 第1 1次冷却材ポンプ調整検査 | |
| | | 分解点検 | 0.8M | | |
| | | 機能・性能試験 | 7.8M | 第1 1次冷却材ポンプ調整検査 | |
| | | 分解点検 | 7.8M | | |
| | | 機能・性能試験 | 7.8M | 第1 1次冷却材ポンプ調整検査 | |
| | | 分解点検 | 7.8M | | |
| | | 機能・性能試験 | 1.0 | 第1 1次冷却材ポンプ調整検査 | |
| | | 分解点検 | 7.8M | | |
| | | 機能・性能試験 | 1.0 | 第1 1次冷却材ポンプ調整検査 | |
| | | 分解点検 | 7.8M | | |
| | | 機能・性能試験 (特性点検) | 1.3M | 第1 1次冷却材ポンプ調整検査 | |
| | | 分解点検 | 1.3M | | |
| | | 機能・性能試験 | 1.3M | 第1 1次冷却材ポンプ調整検査 | |
| | | 分解点検 | 1.3M | | |
| | | 機能・性能試験 (特性点検) | 1.3M | 第1 1次冷却材ポンプ調整検査 | |
| | | 分解点検 | 1.3M | | |
| | | 機能・性能試験 | 1.3M | 第1 1次冷却材ポンプ調整検査 | |
| | | 分解点検 | 1.3M | | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|------|
| <p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査 要領書番号：O3-16-325</p> | <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：1次冷却材ポンプメカニカルシール 分解検査 要領書番号：HT3-90</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|------|
| <div data-bbox="232 236 981 1362" style="border: 2px solid black; height: 706px; width: 334px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="369 1396 851 1428" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> | <div data-bbox="1102 197 1946 1362" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 377px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1310 1407 1877 1439" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> | |

他1-4-15

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---------|------|
| <div data-bbox="203 284 965 1337" style="border: 2px solid black; height: 660px; width: 340px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="369 1396 851 1428" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> | | |

他1-4-16

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|---|------|
| <p style="text-align: center;"><u>改 2</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：1次冷却材ポンプ機能検査 要領書番号：O3-15-80</p> | <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：1次冷却材ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-92</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|---|--|
| <div data-bbox="174 228 1012 1377" style="border: 2px solid black; height: 720px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="369 1396 851 1428" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> | <div data-bbox="1167 220 1921 1377" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 337px;"></div> <div data-bbox="1332 1407 1899 1439" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> | <p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、1次冷却材ポンプ機能検査として確認する項目（各バリエーション及び振動計測箇所）を本ページから6ページにわたって示し、1次冷却材ポンプの機能検査が可能であることを示した。 ・大飯は、1次冷却設備全体の漏えい検査範囲を示している。 ・いずれも、1次冷却材ポンプの機能確認が可能であることを示している。 |

他1-4-13

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--------------|--|------|
| | <div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div> | |

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|------------|--|------|
| | <div data-bbox="1131 215 1886 1372" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 337px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1310 1388 1877 1417" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|------------|---|------|
| | <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> | |

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|------------|---|------|
| | <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> | |

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|------------|--|------|
| | <div data-bbox="1137 199 1892 1375" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 337px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1312 1390 1877 1414" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | | 泊発電所3号炉 | | 相違理由 | |
|------------|-----------------------------|---|-------------|----------------------------|-----------------------|
| 機器又は系統名 | 実施書(機器名) | 点検及び試験の項目 | 検査方式又は検査項目 | 検査名 | 備考 (〇内は適用する設備診断技術) |
| C蒸気発生器 | 圧熱管 3.382本 1次側 2次側 | 1.非破壊試験 1.開放点検 1.開放点検 | 高 高 高 | 蒸気発生器圧熱管点検検査 1次系熱交換器検査 | |
| | マンホール | 2.簡易点検 (スラッシング/シリング) 1.簡易点検 (ガスケット取替性) | 高 高 | | |
| D蒸気発生器 | 圧熱管 3.382本 1次側 2次側 | 1.非破壊試験 1.開放点検 1.開放点検 | 高 高 高 | 蒸気発生器圧熱管点検検査 1次系熱交換器検査 | |
| | マンホール | 2.簡易点検 (スラッシング/シリング) 1.簡易点検 (ガスケット取替性) | 高 高 | | |
| 加圧器 | 加圧器 | 1.開放点検 | 高 | | |
| | 加圧器安全弁 | 3開 3V-RC-055 3V-RC-056 3V-RC-057 | 高 | 加圧器安全弁機能検査 | |
| 加圧器送かし弁駆動部 | 加圧器送かし弁 | 3.分解点検 1.機能、性能試験 (駆動油含む) 2.漏れ点検 | 高 高 高 | 加圧器送かし弁機能検査 加圧器送かし弁漏れ検査 | |
| | 加圧器送かし弁駆動部 | 3.分解点検 | 高 | 加圧器安全弁分解検査 | |
| 加圧器送かし弁駆動部 | 加圧器送かし弁 | 1.機能、性能試験 (駆動油含む) 2.漏れ点検 | 高 高 | 加圧器送かし弁機能検査 加圧器送かし弁漏れ検査 | |
| | 加圧器送かし弁駆動部 | 3.分解点検 | 高 | 加圧器送かし弁分解検査 | |
| 加圧器送かし弁駆動部 | 加圧器送かし弁 | 1.機能、性能試験 (駆動油含む) 2.漏れ点検 | 高 高 | 加圧器送かし弁機能検査 加圧器送かし弁漏れ検査 | |
| | 加圧器送かし弁駆動部 | 3.分解点検 | 高 | 加圧器送かし弁分解検査 | |
| 加圧器送かし弁駆動部 | 加圧器送かし弁 | 1.機能、性能試験 (駆動油含む) 2.漏れ点検 | 高 高 | 加圧器送かし弁機能検査 加圧器送かし弁漏れ検査 | |
| | 加圧器送かし弁駆動部 | 3.分解点検 | 高 | 加圧器送かし弁分解検査 | |

804機-1 (4/70)

泊発電所3号機 点検計画

| 機器又は系統名 | 実施書(機器名) | 検査方式又は検査項目 | 検査名 | 備考 (〇内は適用する設備診断技術) |
|------------------------|----------------------------------|-------------------------|------------------------------|-----------------------|
| S070A 3A-1次冷却ポンプ送電機 | 送電機、性能試験 点検点検 | 1.3点検 1.0点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機機能検査 81 一般点検 | |
| | 外観点検 (機体点検含む) 機能、性能試験 点検点検 | 0.2点検 0.2点検 0.2点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機点検 81 一般点検 | |
| S070B 3B-1次冷却ポンプ送電機 | 送電機、性能試験 点検点検 | 1.0点検 0.0点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機機能検査 81 一般点検 | |
| | 外観点検 (機体点検含む) 機能、性能試験 点検点検 | 0.2点検 0.2点検 0.2点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機点検 81 一般点検 | |
| S070C 3C-1次冷却ポンプ送電機 | 送電機、性能試験 点検点検 | 1.0点検 0.0点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機機能検査 81 一般点検 | |
| | 外観点検 (機体点検含む) 機能、性能試験 点検点検 | 0.2点検 0.2点検 0.2点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機点検 81 一般点検 | |
| S070D 3D-1次冷却ポンプ送電機 | 送電機、性能試験 点検点検 | 1.1点検 1.1点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機機能検査 81 一般点検 | |
| | 外観点検 (機体点検含む) 機能、性能試験 点検点検 | 0.2点検 0.2点検 0.2点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機点検 81 一般点検 | |
| S070E 3E-1次冷却ポンプ送電機 | 送電機、性能試験 点検点検 | 1.1点検 1.1点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機機能検査 81 一般点検 | |
| | 外観点検 (機体点検含む) 機能、性能試験 点検点検 | 0.2点検 0.2点検 0.2点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機点検 81 一般点検 | |
| S070F 3F-1次冷却ポンプ送電機 | 送電機、性能試験 点検点検 | 1.1点検 1.1点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機機能検査 81 一般点検 | |
| | 外観点検 (機体点検含む) 機能、性能試験 点検点検 | 0.2点検 0.2点検 0.2点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機点検 81 一般点検 | |
| S070G 3G-1次冷却ポンプ送電機 | 送電機、性能試験 点検点検 | 1.1点検 1.1点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機機能検査 81 一般点検 | |
| | 外観点検 (機体点検含む) 機能、性能試験 点検点検 | 0.2点検 0.2点検 0.2点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機点検 81 一般点検 | |
| S070H 3H-1次冷却ポンプ送電機 | 送電機、性能試験 点検点検 | 1.1点検 1.1点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機機能検査 81 一般点検 | |
| | 外観点検 (機体点検含む) 機能、性能試験 点検点検 | 0.2点検 0.2点検 0.2点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機点検 81 一般点検 | |
| S070I 3I-1次冷却ポンプ送電機 | 送電機、性能試験 点検点検 | 1.1点検 1.1点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機機能検査 81 一般点検 | |
| | 外観点検 (機体点検含む) 機能、性能試験 点検点検 | 0.2点検 0.2点検 0.2点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機点検 81 一般点検 | |
| S070J 3J-1次冷却ポンプ送電機 | 送電機、性能試験 点検点検 | 1.1点検 1.1点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機機能検査 81 一般点検 | |
| | 外観点検 (機体点検含む) 機能、性能試験 点検点検 | 0.2点検 0.2点検 0.2点検 | 80 1次冷却ポンプ送電機点検 81 一般点検 | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|---|------|
| <div data-bbox="219 240 972 1326" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 336px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="367 1358 846 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="936 1362 1016 1385" style="margin-left: 10px;"> 他1-4-20 </div> | <div data-bbox="1115 236 1917 1417" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 358px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1294 1449 1861 1476" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | | | | | 泊発電所3号炉 | | | | | 相違理由 |
|----------------------|---|------------------------|--------------|----------|--------------|------------------------|--|--|--|------|
| 機器又は系統名 | 集塵機(機器名) | 点検及び試験の項目 | 保全の重要度 | 保全方式又は強度 | 検査名 | 備考 (○)内は適用する設備診断技術) | | | | |
| 蒸気発生器 | 蒸気発生器 3.302本 1次側 2次側 マンホール 蒸気発生器 3.302本 1次側 2次側 マンホール 加圧器 3RC-065 3V-RC-069 3V-RC-067 3RCV-402A 3RCV-402B 加圧器がしり駆動部 | 1.非破壊試験 | 高 | 20M | 蒸気発生器圧力管体積検査 | ○ | | | | |
| | | 1.開閉点検 | 高 | 13M | 1次系統交換器検査 | | | | | |
| | | 1.開閉点検 | 高 | 13M | | | | | | |
| | | 2.簡易点検 (スラッジランディング) | 高 | 13M | | | | | | |
| | | 1.簡易点検 (ガスケット取替他) | 高 | 13M | | | | | | |
| | | 1.非破壊試験 | 高 | 20M | 蒸気発生器圧力管体積検査 | | | | | |
| | | 1.開閉点検 | 高 | 13M | 1次系統交換器検査 | | | | | |
| | | 1.開閉点検 | 高 | 13M | | | | | | |
| | | 2.簡易点検 (スラッジランディング) | 高 | 13M | | | | | | |
| | | 1.簡易点検 (ガスケット取替他) | 高 | 13M | | | | | | |
| | | 1.開閉点検 | 高 | 13M | | | | | | |
| | | 1.開閉・性能試験 | 高 | 1F | 加圧器安全弁機能検査 | | | | | |
| | | 2.漏れい試験 | 高 | B | 加圧器安全弁漏れい検査 | | | | | |
| | | 3.分解点検 | 高 | 13M | 加圧器安全弁分解検査 | | | | | |
| | | 1.開閉・性能試験 (駆動部含む) | 高 | 1F | 加圧器漏れい手機能検査 | | | | | |
| 2.漏れい試験 | 高 | 1F | 加圧器漏れい手漏れい検査 | | | | | | | |
| 3.分解点検 | 高 | 20M | 加圧器漏れい手分解検査 | | | | | | | |
| 1.分解点検 | 高 | 20M | | | | | | | | |
| 2.簡易点検 (特性点検) | 高 | 13M | | | | | | | | |
| 1.開閉・性能試験 (駆動部含む) | 高 | 1F | 加圧器漏れい手機能検査 | | | | | | | |
| 2.漏れい試験 | 高 | 1F | 加圧器漏れい手漏れい検査 | | | | | | | |
| 3.分解点検 | 高 | 20M | 加圧器漏れい手分解検査 | | | | | | | |
| 1.分解点検 | 高 | 20M | | | | | | | | |
| 2.簡易点検 (特性点検) | 高 | 13M | | | | | | | | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：O3-16-110</p> | <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：HT3-6</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|---|--|
| <p style="text-align: center;">Y ROWING</p> <div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 90%; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">F ROWING</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p> <p style="text-align: right;">他1-4-5</p> | <div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 90%; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> | <p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器伝熱管の非破壊検査が可能なことについて、泊はB-蒸気発生器、大飯はA-蒸気発生器について、検査要領書内の図面を示している。 ・蒸気発生器は同型式のをループごとに設置しており、全基分を示さず、代表器で示していることは同じである。 |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <div data-bbox="201 199 1019 1388" style="border: 2px solid black; height: 745px; width: 365px;"></div> <div data-bbox="369 1396 846 1428" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="936 1401 1008 1428">他1-4-6</div> | <div data-bbox="1086 199 1937 1444" style="border: 2px solid black; height: 780px; width: 380px;"></div> <div data-bbox="1355 1452 1921 1484" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---------|--|
| <p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：O3-16-326</p> | | <p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器伝熱管の開放検査が可能なことについて、大飯は定期事業者検査検査要領書内の図面を示している。 ・泊は、当該検査の実績がないため、2ページ先にて、大飯と同様に蒸気発生器構造図にて開放が可能であることを示している。 ・いずれも、開放検査が可能であることを示していることは同じである。 |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---------|------|
| <div data-bbox="235 215 981 1332" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 333px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="369 1356 846 1388" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="936 1364 1008 1388" style="margin-left: 10px;"> 他1-4-8 </div> | | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <div data-bbox="212 244 981 1286" style="border: 2px solid black; height: 653px; width: 343px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="367 1361 846 1390" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="936 1366 1003 1390" style="margin-left: 10px;"> 他1-4-9 </div> | <div data-bbox="1108 217 1955 1382" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 378px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1330 1422 1895 1445" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

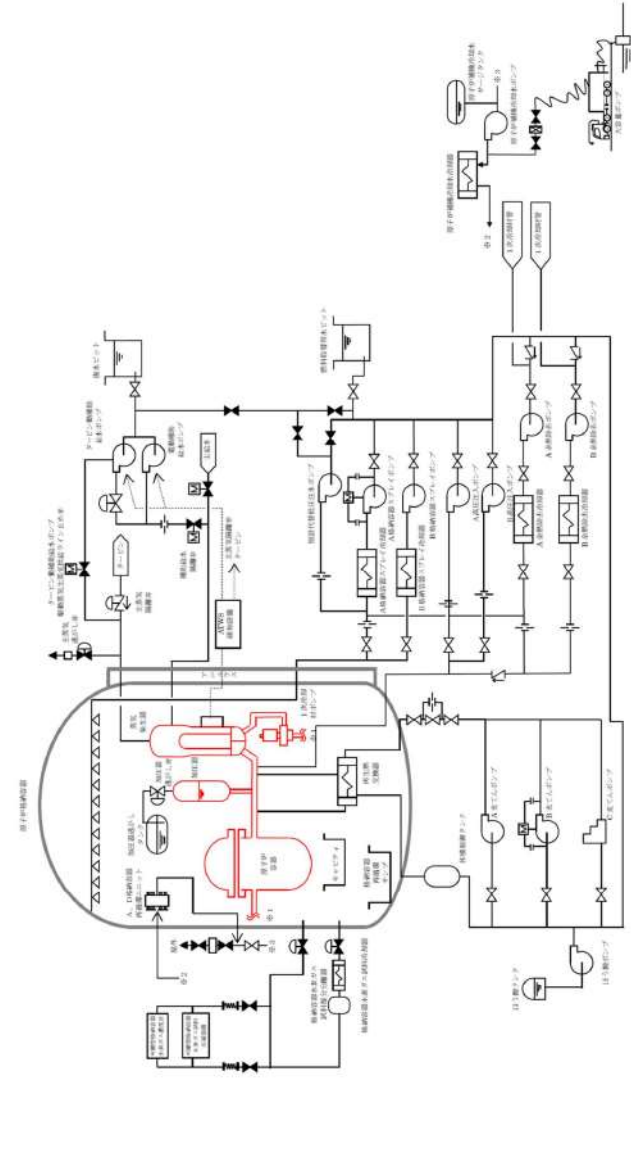
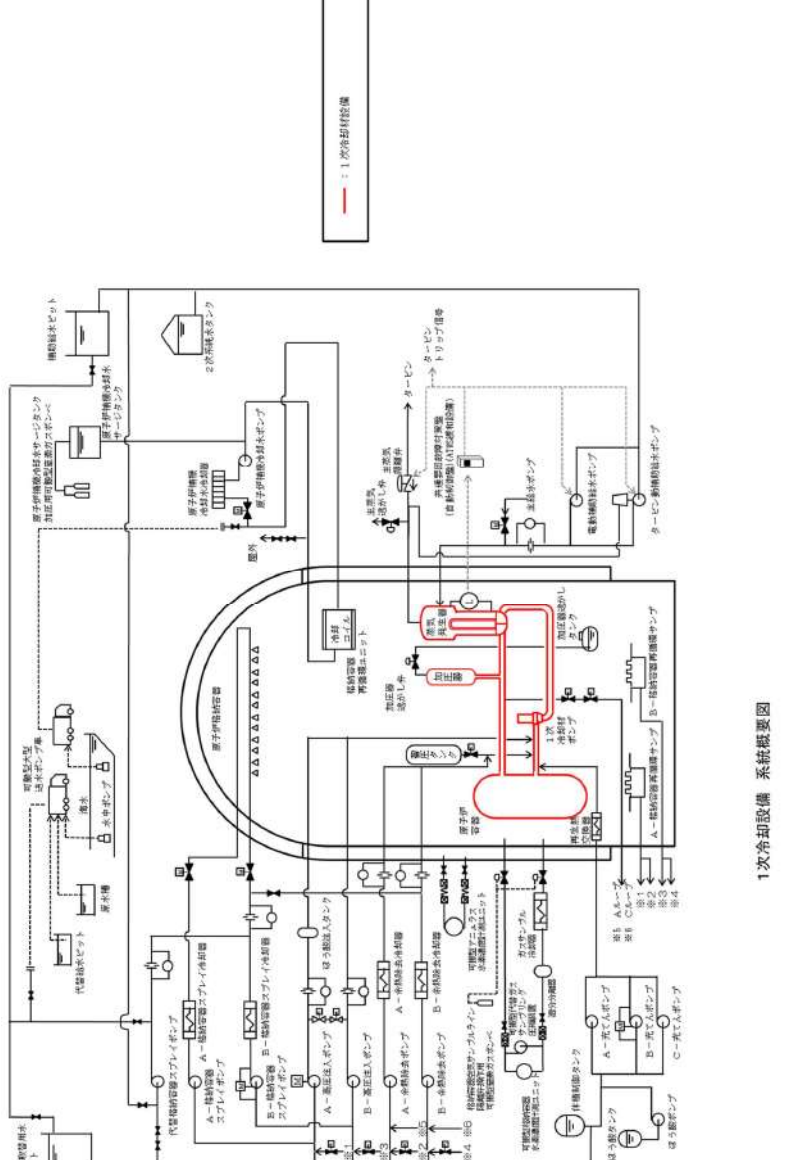
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|-------------------------|-----------------|------|
| <p>他1-5 系統図 3号炉</p> | <p>他1-4 系統図</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

| 大飯発電所3号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|------|
|  <p style="text-align: center;">1次冷却設備 概略系統図 (1)</p> |  <p style="text-align: center;">1次冷却設備 系統概要図</p> | |

| | |
|-------------|----------------|
| 泊発電所3号炉審査資料 | |
| 資料番号 | SADB2H-9 r.0.0 |
| 提出年月日 | 令和5年8月31日 |

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

原子炉格納施設

令和5年8月

北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

| | | |
|--------------|---------|------|
| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--------------|---------|------|

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

| 各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【 いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】 | | |
|---|----------------------|---|
| 記号 | 相違のある要求事項 | 相違に対する考え方 |
| ① | 環境条件_環境影響 | 配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし |
| ② | 環境条件_海水通水 | 外部造水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし |
| ③ | 操作性 | 操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし |
| ④ | 切り替え性 | 本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし |
| ⑤ | 悪影響防止_系統設計 | 系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし |
| ⑥ | 設置場所 | 対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし |
| ⑦ | 容量等 | 有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賅える容量とする方針に相違なし |
| ⑧ | 共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象 | 設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし |
| ⑨ | 共通要因故障_サポート系 | 対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし |

表-2

| 記号 | 43条適合性確認項目 | 関連資料 | | | 大飯との相違理由 |
|----|--------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| | | 【大飯】 | 【泊】 | 【女川】(参考) | |
| ① | 環境条件における健全性 | 配置図 | 配置図(保管場所図) 系統図 接続図 | 配置図(保管場所図) 系統図 接続図 | 泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし |
| ② | 操作性 | 配置図 | 配置図 系統図 接続図 | 接続図 配置図 | 泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし |
| ③ | 試験・検査 | 構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他 | 試験・検査説明資料 | 試験及び検査 | 大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし |
| ④ | 切り替え性 | 系統図 配置図 | 系統図 | 系統図 | 大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作性の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作性の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している |
| ⑤ | 悪影響防止 | 系統図 配置図 | 系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料 | 系統図 試験及び検査 | 泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである |
| ⑥ | 設置場所 | 配置図 | 接続図 配置図 | 接続図 配置図 | 泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし |
| ⑦ | 容量(常設、可搬) | 容量設定根拠 | 容量設定根拠 | 容量設定根拠 | 資料の内容については設計連携により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし |
| — | 共用の禁止 | — | — | — | —(単号炉申請であり共用設備なし) |
| ⑧ | 共通要因故障防止(常設) | 配置図 系統図 設備概要 | 配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料 | 配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料 | 記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし |
| ⑨ | 接続性 | 系統図 | 接続図 | 接続図 | 紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし |
| ⑩ | 異なる複数の接続箇所 | 配置図 | 接続図 | 接続図 | |
| ⑪ | 設置場所 | 配置図 | 接続図 | 接続図 | |
| ⑫ | 保管場所 | 配置図 | 保管場所図 | 保管場所図 | 紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし |
| ⑬ | アクセスルート | 補足説明資料共通4 | アクセスルート | アクセスルート図 | |
| ⑭ | 共通要因故障防止(可搬) | 配置図 系統図 設備概要 | 配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図 | 配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図 | 記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---------|------|
| <p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p>【共通（資料構成の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 ・機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 ・重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 <p>【試験検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として揭示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 <p>【系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 <p>【容量設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 <p>【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 | | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

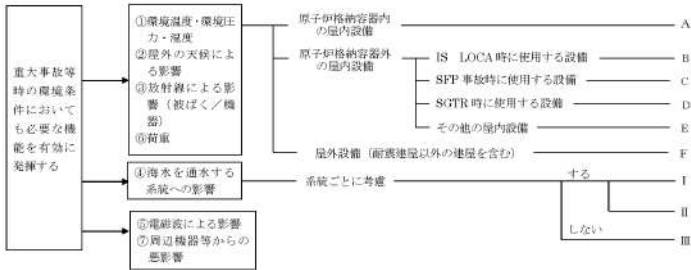
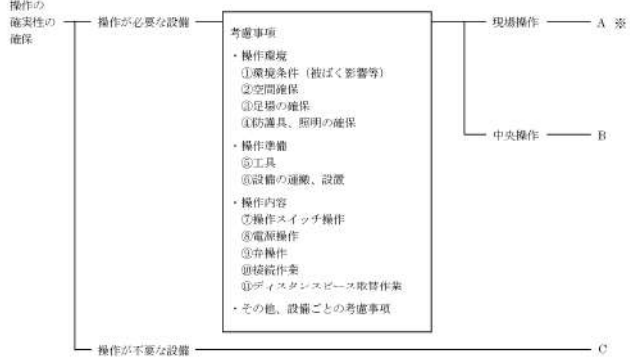
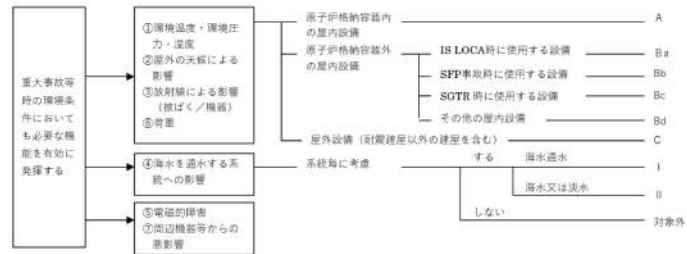

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---------------------------|---------------------------|------|
| <p>他2-1 SA設備基準適合性 一覧表</p> | <p>他2-1 SA設備 基準適合性一覧表</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|--|------|
| <p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>④海水を透過する系統については、Ⅰ：通常時に海水を透過する系統、Ⅱ：淡水又は海水から選択できる系統、Ⅲ：海水を透過しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A①、A②、A③等)</p> | <p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  | |



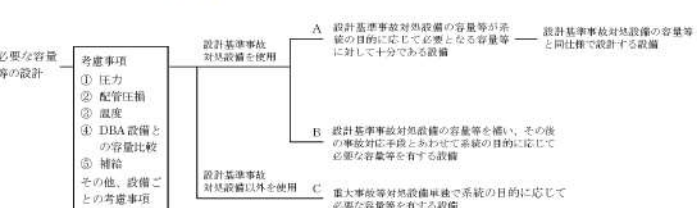
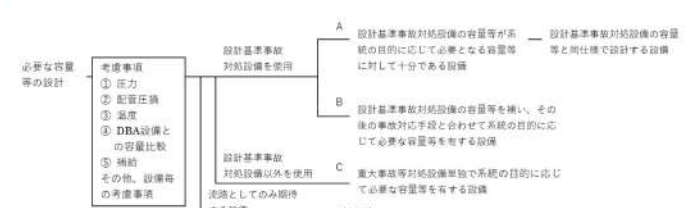
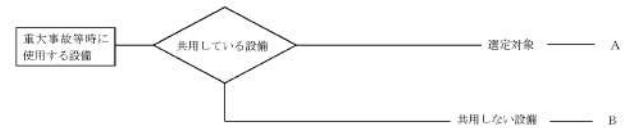
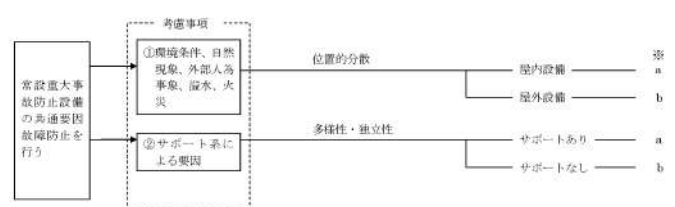
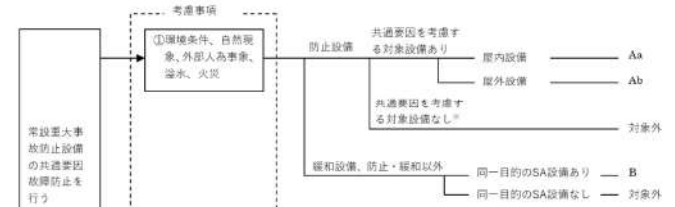
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|------|
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・特性検査</p> <p>考慮事項 ○検査性のある構造 ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○系統構成、外部入力 ・アストラインの構成 ・機械負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化 機械設備 電気設備 計測制御設備 構築物 その他</p> <p>A ボンプ、ファン、圧縮機 B 弁 C 弁蓋（タンク類） D 熱交換器 E 空機ユニット F 管路 G 内部機器 H 容器 I 発電機 J その他電気設備 K 計測制御設備 L 建屋 M その他</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 第2（1）項参照</p> <p>考慮事項 ○検査性のある構造 ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○系統構成、外部入力 ・アストラインの構成 ・機械負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化 機械設備 熱交換器 電気設備 計測制御設備 構築物</p> <p>A ボンプ、ファン B 弁 M 圧縮機 C 弁蓋（タンク類） D 熱交換器 E 空機ユニット F 管路 G 内部機器 H 発電機 I その他電気設備 J 計測制御設備 L 建屋 K 管路</p> | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】 ・弁操作等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 A</p> <p>変更せずに使用できる系統又は設備 B</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する必要がある</p> <p>A</p> <p>本来の用途以外の用途として使用するための切替は不要</p> <p>DB施設としての機能を有さない</p> <p>切替必要 Ba1</p> <p>切替不要 Ba2</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 Bb</p> | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏水（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>A ※</p> <p>⑦ 内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 I</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A③等）</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏水（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>弁等で系統構成 Aa</p> <p>通常時は分離 Ab</p> <p>他設備から孤立 Ac</p> <p>DBと同じ系統構成 Ad</p> <p>放射性物質又は海水を含む系統との分離 Ae</p> <p>高速回転機器 B</p> <p>高速回転機器 以外 対象外</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 | | | | | | | | |
|---|---|------|------|------|----|---|-----------------------------|---|---|--|
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>  | | | | | | | | | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>  | | | | | | | | | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1164 893 1836 989"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 設計方針 | 関連資料 | 備考 | - | 2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。 | - | - | |
| 区分 | 設計方針 | 関連資料 | 備考 | | | | | | | |
| - | 2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。 | - | - | | | | | | | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>  | | | | | | | | | |

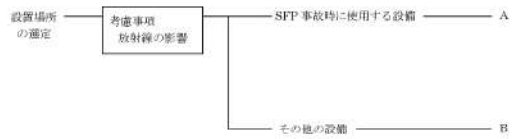
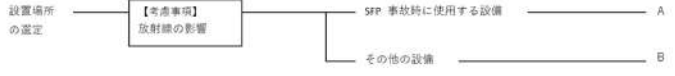

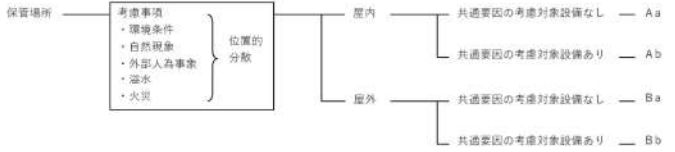
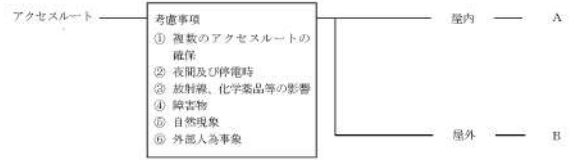


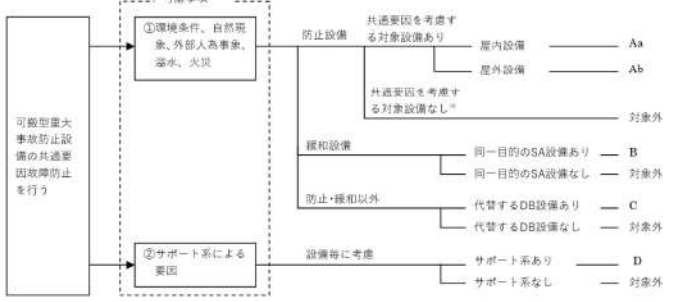
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="246 255 918 510"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <div data-bbox="515 271 918 510"> <p>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量の考え方へ</p> </div> <div data-bbox="246 558 918 798"> <p>【考慮事項】</p> <p>④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか</p> <p>⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか</p> </div> <div data-bbox="582 558 918 798"> <p>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a</p> <p>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b</p> <p>④、⑤以外 — c</p> </div> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="1164 255 1836 430"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <div data-bbox="1456 271 1836 430"> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量も含めて設計方針とする。</p> </div> | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="268 893 918 1133"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <div data-bbox="560 909 918 1133"> <p>ケーブル</p> <p>コネクタ接続 — A</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>配管</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>その他の措置 — D</p> <p>接続なし — E</p> </div> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="1187 893 1836 1133"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <div data-bbox="1456 909 1836 1133"> <p>ケーブル</p> <p>母線供給</p> <p>端子のボルト・ネジによる接続 — A</p> <p>通信・計装各設備電源</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> <p>水・空気配管</p> <p>大口径等</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>小口径等</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>油配管、計装付属配管</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> </div> | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="268 1228 918 1420"> <p>【考慮事項】</p> <p>・放射線による影響因子</p> <p>・漏水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> </div> <div data-bbox="268 1228 918 1420"> <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A</p> <p>屋内及び屋外 — B</p> <p>その他（空気） — C</p> <p>接続箇所なし — D</p> </div> | | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <p style="text-align: center;">他2-2 配置図 3号炉</p> | <p style="text-align: center;">他2-2 配置図</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <div data-bbox="174 199 1014 1390" style="border: 2px solid black; height: 746px; width: 375px;"></div> <div data-bbox="181 1393 757 1417" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="936 1393 1010 1417" style="text-align: right;"> 他2-2-2 </div> | <div data-bbox="1084 215 1924 1337" style="text-align: center;"> </div> | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|-------------------------------|-----------------------|------|
| <p>他2-4 試験・検査説明資料 3号炉</p> | <p>他2-3 試験・検査説明資料</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|---|------|
| <p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器全体漏えい率検査 要領書番号：O3-16-153</p> | <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器全体漏えい率検査 要領書番号：HT3-43</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <div data-bbox="183 183 992 1305" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="365 1337 837 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> | <div data-bbox="1122 199 1937 1417" style="border: 2px solid black; height: 760px; width: 100%;"></div> | |

他2-4-4

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--------------|---------|---|
| | | <p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、原子炉格納容器の全体漏えい率検査系統図に加え、試験実施に必要な温度及び露点検出器の配置、次ページより格納容器隔離弁の閉止状態を示している。 |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--------------|---------|------|
| | | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--------------|---------|------|
| | | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--------------|---------|------|
| | | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--------------|---------|------|
| | | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|------------|--|---|
| | <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: right;">設 備 名：原子炉格納施設 検 査 名：原子炉格納容器局部漏えい率検査 要領書番号：HT3-44</p> | <p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、局部漏えい率検査要領書の技粋にて、バウダ機能検査が可能であることを示した。 |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--------------|---------|------|
| | | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---------|--|
| <p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉格納施設 検 査 名：プレストレストコンクリート格納容器 供用期間中検査 要領書番号：O3-15-87</p> | | <p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、PCVの供用期間中検査の検査要領書にて構造検査が可能であることを示している。 ・泊は、格納容器の構造検査の定期事業者検査の設定はない。格納容器構造健全性の確認が可能であることを次ページの構造図にて示した。 |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <div data-bbox="215 209 999 1361" style="border: 2px solid black; height: 722px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="362 1366 842 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="943 1362 1014 1385" style="text-align: right; margin-right: 10px;"> 他2-4-6 </div> | <div data-bbox="1077 177 1944 1361" style="border: 2px solid black; height: 742px; width: 387px; margin: 10px auto;"></div> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---------|---|
| <div data-bbox="183 196 994 1321" style="border: 2px solid black; height: 705px; width: 362px;"></div> <div data-bbox="371 1334 831 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="927 1334 994 1356" style="font-size: small;"> 他2-4-7 </div> | | <p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、鋼製CVであり、大飯で示す部材はない。 |

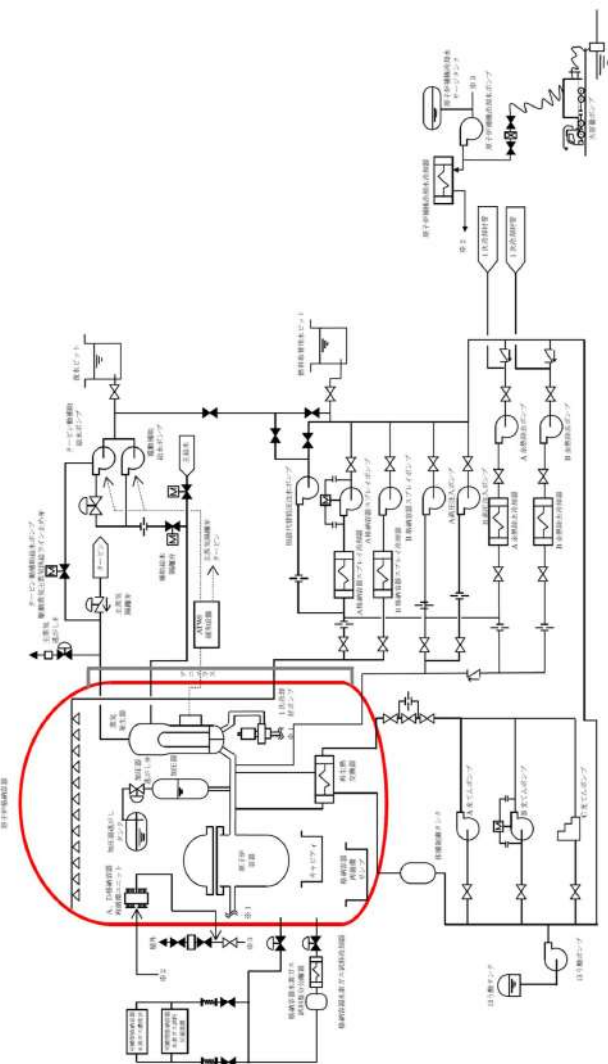
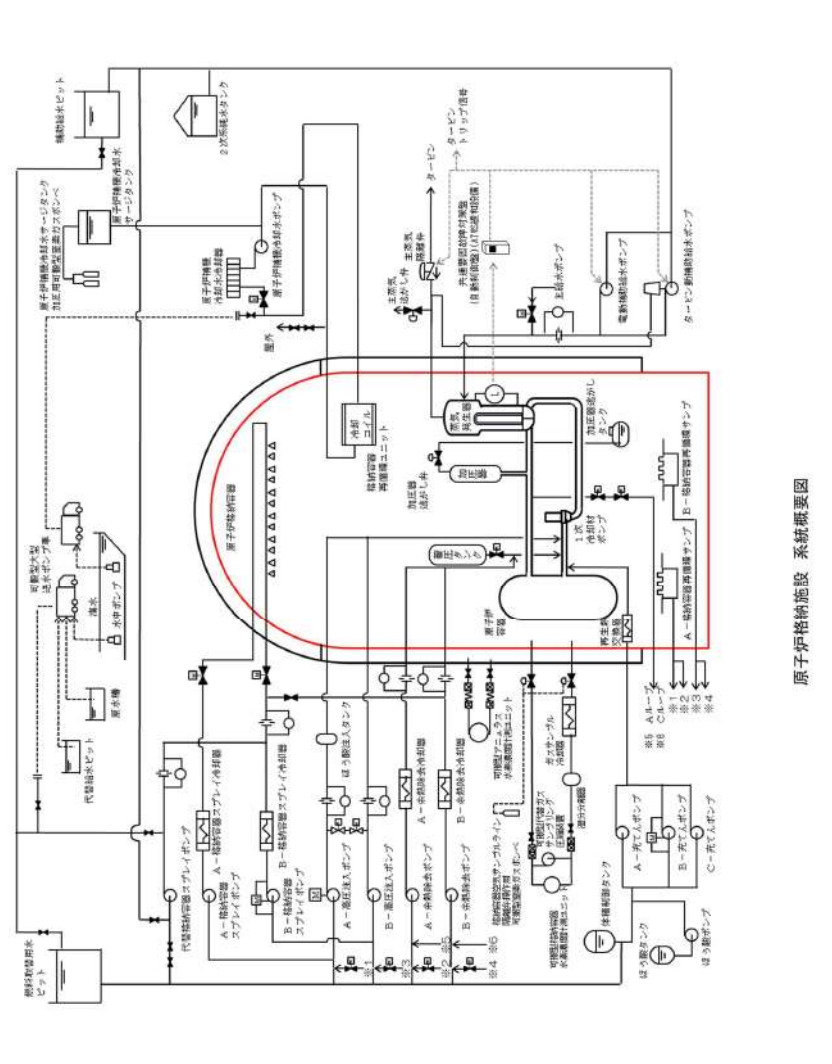
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <p style="text-align: center;">他2-5 系統図 3号炉</p> | <p style="text-align: center;">他2-4 系統図</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
|  <p style="text-align: center;">原子炉格納施設 概略系統図 (1)</p> |  <p style="text-align: center;">原子炉格納施設 系統概要図</p> | |

| | |
|-------------|----------------|
| 泊発電所3号炉審査資料 | |
| 資料番号 | SADB3H-9 r.0.0 |
| 提出年月日 | 令和5年8月31日 |

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

燃料貯蔵設備

令和5年8月

北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

| | | |
|--------------|---------|------|
| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--------------|---------|------|

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

| 各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【 いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】 | | |
|---|----------------------|---|
| 記号 | 相違のある要求事項 | 相違に対する考え方 |
| ① | 環境条件_環境影響 | 配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし |
| ② | 環境条件_海水通水 | 外部造水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし |
| ③ | 操作性 | 操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし |
| ④ | 切り替え性 | 本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし |
| ⑤ | 悪影響防止_系統設計 | 系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし |
| ⑥ | 設置場所 | 対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし |
| ⑦ | 容量等 | 有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賅える容量とする方針に相違なし |
| ⑧ | 共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象 | 設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし |
| ⑨ | 共通要因故障_サポート系 | 対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし |

表-2

| 記号 | 43条適合性確認項目 | 関連資料 | | | 大飯との相違理由 |
|----|--------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| | | 【大飯】 | 【泊】 | 【女川】(参考) | |
| ① | 環境条件における健全性 | 配置図 | 配置図(保管場所図) 系統図 接続図 | 配置図(保管場所図) 系統図 接続図 | 泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし |
| ② | 操作性 | 配置図 | 配置図 系統図 接続図 | 接続図 配置図 | 泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし |
| ③ | 試験・検査 | 構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他 | 試験・検査説明資料 | 試験及び検査 | 大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし |
| ④ | 切り替え性 | 系統図 配置図 | 系統図 | 系統図 | 大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作性の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作性の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している |
| ⑤ | 悪影響防止 | 系統図 配置図 | 系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料 | 系統図 試験及び検査 | 泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである |
| ⑥ | 設置場所 | 配置図 | 接続図 配置図 | 接続図 配置図 | 泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし |
| ⑦ | 容量(常設、可搬) | 容量設定根拠 | 容量設定根拠 | 容量設定根拠 | 資料の内容については設計連携により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし |
| — | 共用の禁止 | — | — | — | —(単号炉申請であり共用設備なし) |
| ⑧ | 共通要因故障防止(常設) | 配置図 系統図 設備概要 | 配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料 | 配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料 | 記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし |
| ⑨ | 接続性 | 系統図 | 接続図 | 接続図 | 紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし |
| ⑩ | 異なる複数の接続箇所 | 配置図 | 接続図 | 接続図 | |
| ⑪ | 設置場所 | 配置図 | 接続図 | 接続図 | |
| ⑫ | 保管場所 | 配置図 | 保管場所図 | 保管場所図 | 紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし |
| ⑬ | アクセスルート | 補足説明資料共通4 | アクセスルート | アクセスルート図 | |
| ⑭ | 共通要因故障防止(可搬) | 配置図 系統図 設備概要 | 配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図 | 配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図 | 記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---------|------|
| <p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p>【共通（資料構成の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 ・機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 ・重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 <p>【試験検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として揭示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 <p>【系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 <p>【容量設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 <p>【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 | | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

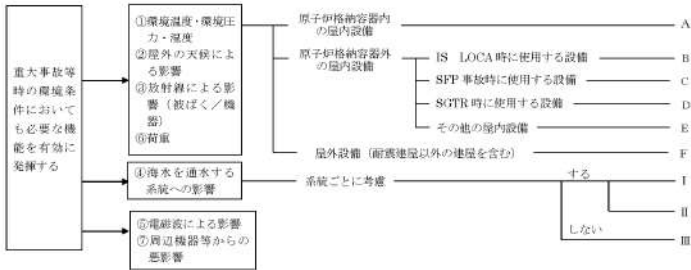
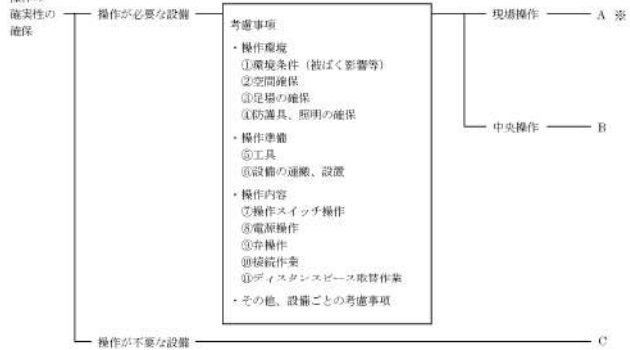
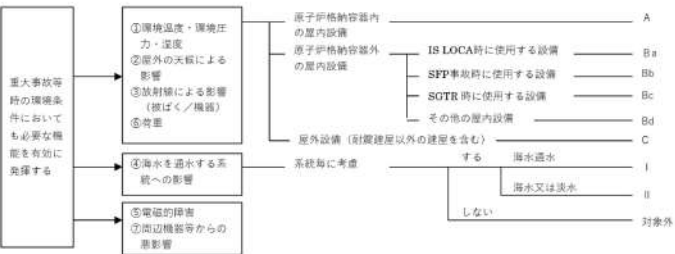

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <p style="text-align: center;">他3-1 SA設備基準適合性 一覧表</p> | <p style="text-align: center;">他3-1 SA設備 基準適合性一覧表</p> | |

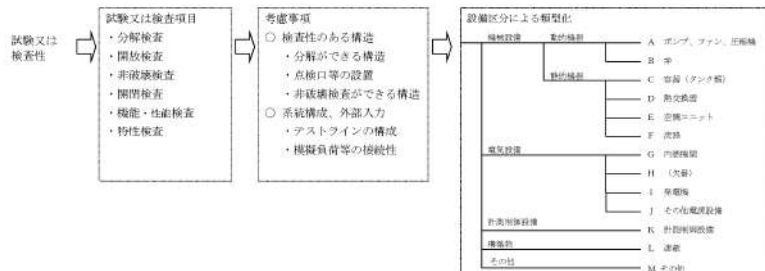
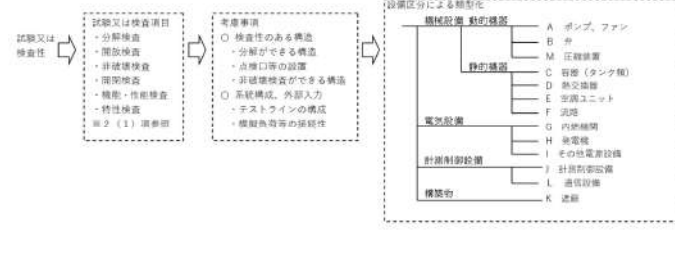
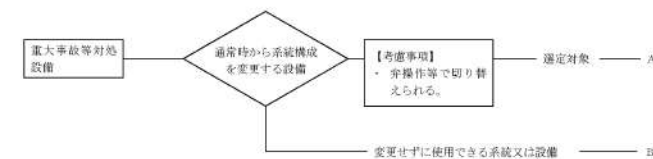

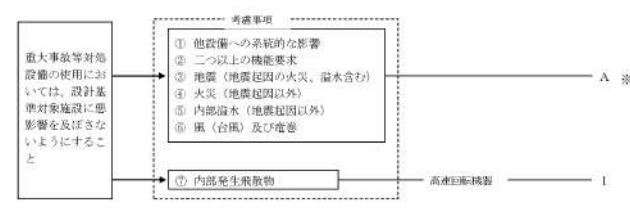
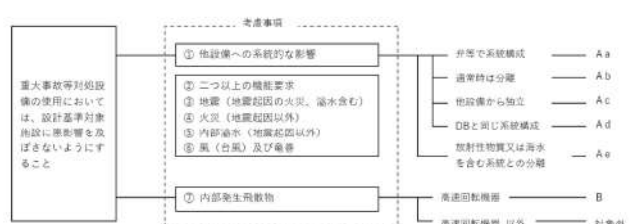
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|------|
| <p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>④海水を通水する系統については、I：通常時に海水を通水する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を通水しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A③、A⑤、A⑦等)</p> | <p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|------|
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A③等）</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  | |

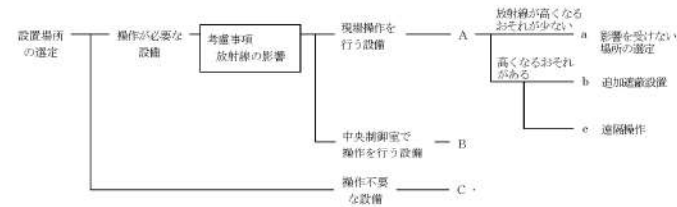
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3/4号炉

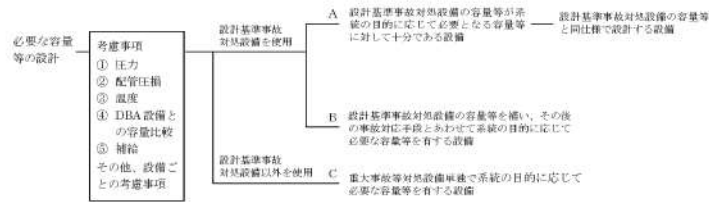
■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号

設置場所について



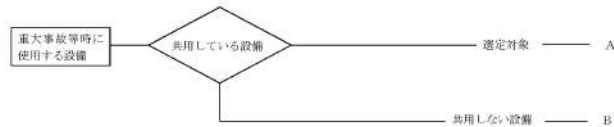
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号

常設重大事故等対処設備の容量等について



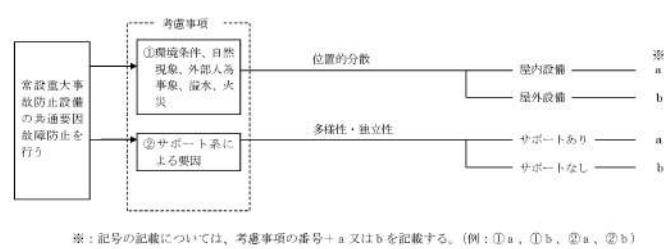
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号

発電用原子炉施設での共用の禁止について



■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号

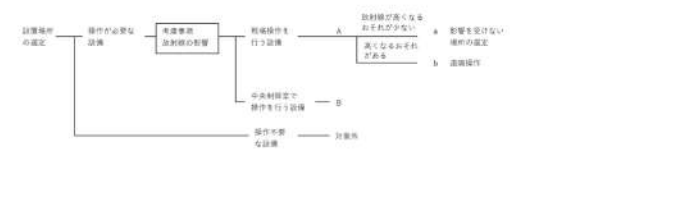
常設重大事故防止設備の共通要因故障について



泊発電所3号炉

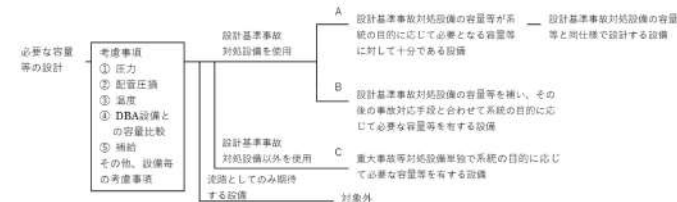
■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号

設置場所について



■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号

常設重大事故等対処設備の容量等について



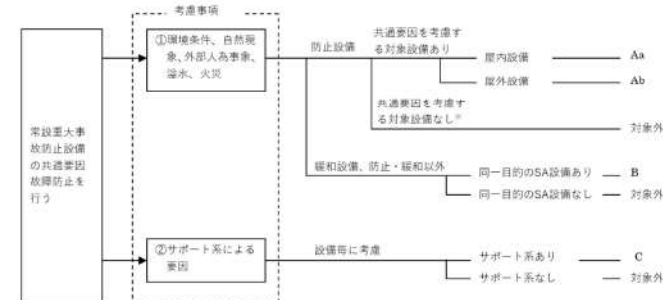
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号

発電用原子炉施設での共用の禁止について

| 区分 | 設計方針 | 関連資料 | 備考 |
|----|-----------------------------|------|----|
| - | 2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。 | - | - |

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号

常設重大事故防止設備の共通要因故障について




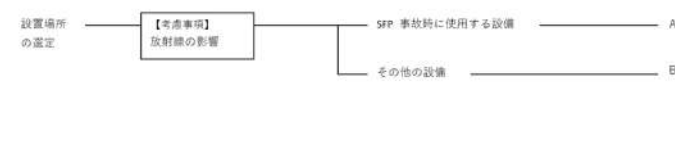
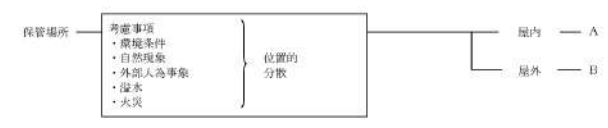
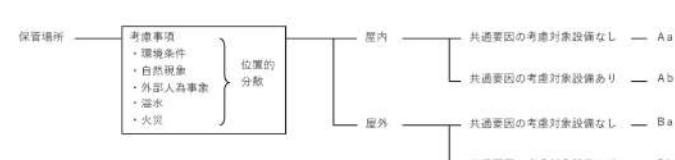
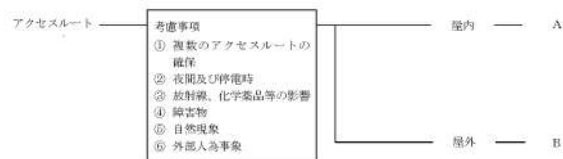

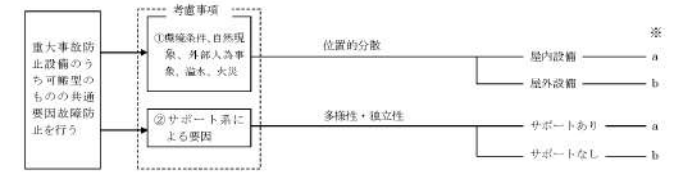
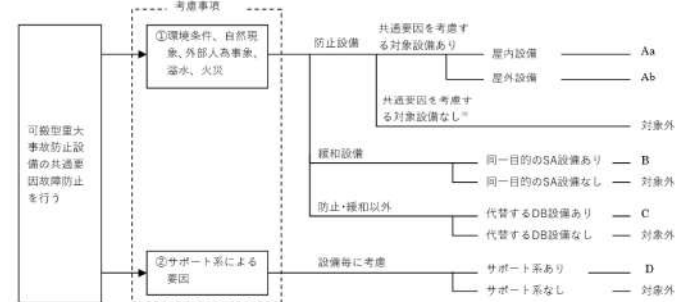
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|------|
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|-------------------------|-----------------|------|
| <p>他3-2 配置図 3号炉</p> | <p>他3-2 配置図</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <div data-bbox="174 199 1016 1390" style="border: 2px solid black; height: 746px; width: 376px;"></div> <div data-bbox="322 1401 864 1430" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> | <div data-bbox="1131 454 1780 1197" style="text-align: center;"> </div> | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|-------------------------------|-----------------------|------|
| <p>他3-4 試験・検査説明資料 3号炉</p> | <p>他3-3 試験・検査説明資料</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：燃料設備 検査名：使用済燃料ピット関係設備機能検査 要領書番号：O3-15-66</p> | <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：燃料設備 検査名：使用済燃料ピット関係設備機能検査 要領書番号：HT3-75</p> | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|---|
| <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p style="text-align: right;">他3-4-4</p> | <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> | <p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、SFP 関係設備検査における確認事項を示すことで、対象設備が試験・検査が可能であることを示した。 ・大飯は、SFP 関係設備検査における検査系統を示すことで、対象設備が試験・検査が可能であることを示している。 ・いずれも、対象設備の試験検査が可能であることを示している。 |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <div data-bbox="215 185 987 1299" style="border: 2px solid black; height: 698px; width: 345px;"></div> <div data-bbox="331 1302 853 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="943 1302 1010 1326"> 他3-4-5 </div> | <div data-bbox="1135 185 1930 1299" style="border: 2px solid black; height: 698px; width: 355px;"></div> <div data-bbox="1323 1347 1890 1370" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|------------|---|---|
| | <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> | <p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、SFPの構造を示し、外観点検が可能であることをしめ示した。 |

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

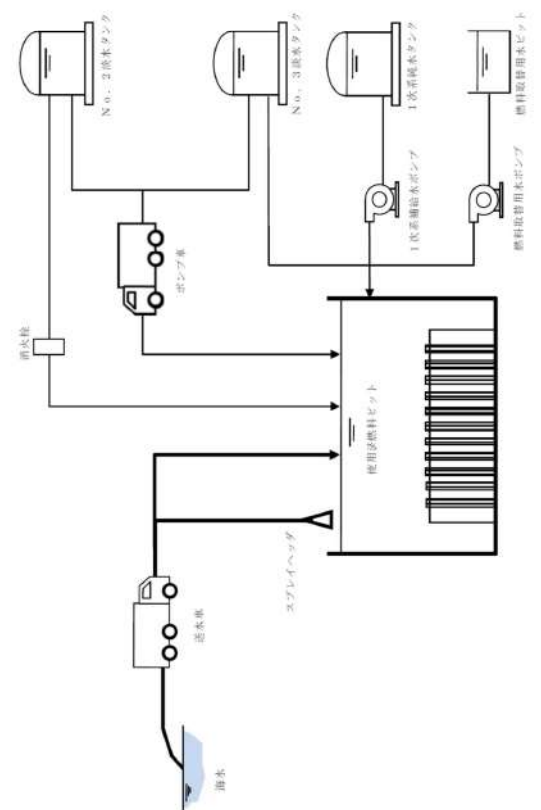
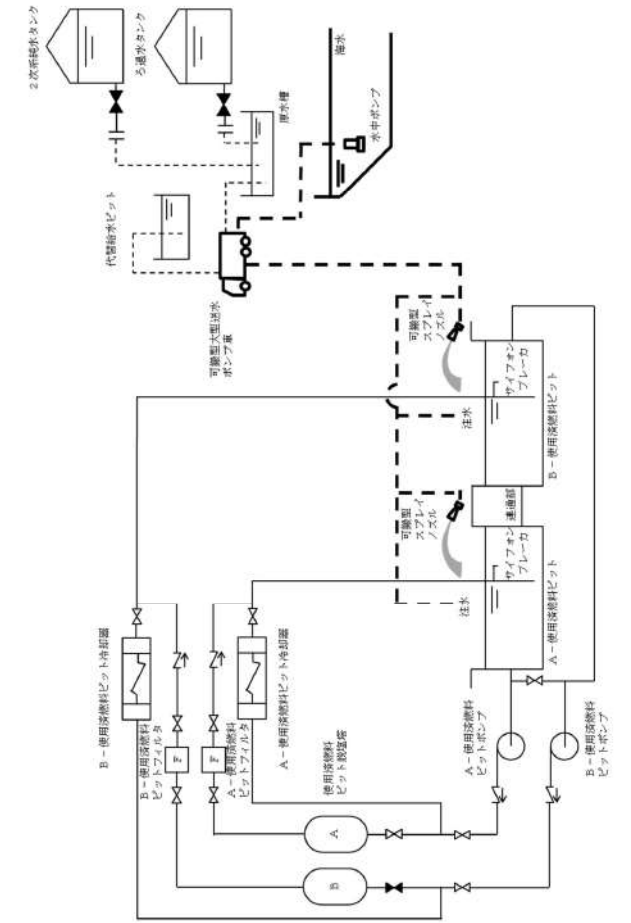
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--------------------|-----------------|------|
| <p>他3-5 系統図3号炉</p> | <p>他3-4 系統図</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|--|------|
|  <p style="text-align: center;">燃料貯蔵設備 概略系統図（1）</p> |  <p style="text-align: center;">燃料貯蔵設備 系統概要図</p> | |

| | |
|-------------|----------------|
| 泊発電所3号炉審査資料 | |
| 資料番号 | SADB4H-9 r.0.0 |
| 提出年月日 | 令和5年8月31日 |

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

非常用取水設備

令和5年8月

北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

| | | |
|--|---------|------|
| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
| 補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について | | |

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

| 各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【 いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】 | | |
|---|----------------------|---|
| 記号 | 相違のある要求事項 | 相違に対する考え方 |
| ① | 環境条件_環境影響 | 配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし |
| ② | 環境条件_海水通水 | 外部造水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし |
| ③ | 操作性 | 操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし |
| ④ | 切り替え性 | 本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし |
| ⑤ | 悪影響防止_系統設計 | 系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし |
| ⑥ | 設置場所 | 対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし |
| ⑦ | 容量等 | 有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賅える容量とする方針に相違なし |
| ⑧ | 共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象 | 設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし |
| ⑨ | 共通要因故障_サポート系 | 対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし |

表-2

| 記号 | 43条適合性確認項目 | 関連資料 | | | 大飯との相違理由 |
|----|--------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| | | 【大飯】 | 【泊】 | 【女川】(参考) | |
| ① | 環境条件における健全性 | 配置図 | 配置図(保管場所図) 系統図 接続図 | 配置図(保管場所図) 系統図 接続図 | 泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし |
| ② | 操作性 | 配置図 | 配置図 系統図 接続図 | 接続図 配置図 | 泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし |
| ③ | 試験・検査 | 構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他 | 試験・検査説明資料 | 試験及び検査 | 大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし |
| ④ | 切り替え性 | 系統図 配置図 | 系統図 | 系統図 | 大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作性の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作性の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している |
| ⑤ | 悪影響防止 | 系統図 配置図 | 系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料 | 系統図 試験及び検査 | 泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである |
| ⑥ | 設置場所 | 配置図 | 接続図 配置図 | 接続図 配置図 | 泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし |
| ⑦ | 容量(常設、可搬) | 容量設定根拠 | 容量設定根拠 | 容量設定根拠 | 資料の内容については設計連携により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし |
| — | 共用の禁止 | — | — | — | —(単号炉申請であり共用設備なし) |
| ⑧ | 共通要因故障防止(常設) | 配置図 系統図 設備概要 | 配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料 | 配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料 | 記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし |
| ⑨ | 接続性 | 系統図 | 接続図 | 接続図 | 紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし |
| ⑩ | 異なる複数の接続箇所 | 配置図 | 接続図 | 接続図 | |
| ⑪ | 設置場所 | 配置図 | 接続図 | 接続図 | |
| ⑫ | 保管場所 | 配置図 | 保管場所図 | 保管場所図 | 紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし |
| ⑬ | アクセスルート | 補足説明資料共通4 | アクセスルート | アクセスルート図 | |
| ⑭ | 共通要因故障防止(可搬) | 配置図 系統図 設備概要 | 配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図 | 配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図 | 記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---------|------|
| <p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p>【共通（資料構成の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 ・機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 ・重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 <p>【試験検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として揭示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 <p>【系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 <p>【容量設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 <p>【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 | | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---------------------------|---------------------------|------|
| <p>他4-1 SA設備基準適合性 一覧表</p> | <p>他4-1 SA設備 基準適合性一覧表</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

| | | 大飯発電所3/4号炉 | | | | | | | | | |
|---------|---------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | | 第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 | 第5号 | 第6号 | 第7号 | 第8号 | 第9号 | 第10号 |
| 項目 | 内容 | 第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 | 第5号 | 第6号 | 第7号 | 第8号 | 第9号 | 第10号 |
| 非常用取水設備 | 非常用取水設備 | ② | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑧ | ⑧ |
| 取水ポンプ室 | 取水ポンプ室 | ② | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑧ | ⑧ |

他4-1-1

| | | 泊発電所3号炉 | | | | 相違理由 |
|------------------|------------------|----------------------------|-----|-----|-----|------|
| | | 泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設) | | | | |
| 項目 | 内容 | 第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 | 相違理由 |
| その他の設備 (非常用取水設備) | その他の設備 (非常用取水設備) | ① | ① | ① | ① | |
| 貯留槽 | 貯留槽 | ② | ② | ② | ② | |
| 配管 | 配管 | ③ | ③ | ③ | ③ | |
| ポンプ | ポンプ | ④ | ④ | ④ | ④ | |
| 制御盤 | 制御盤 | ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ | |
| 監視装置 | 監視装置 | ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ | |
| 安全装置 | 安全装置 | ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ | |
| その他 | その他 | ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

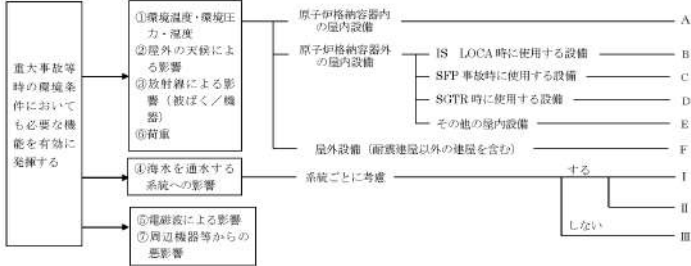
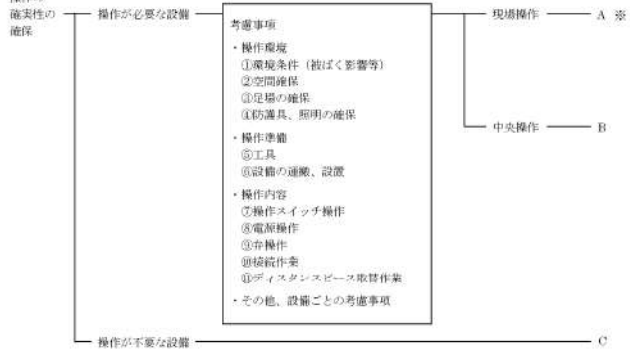
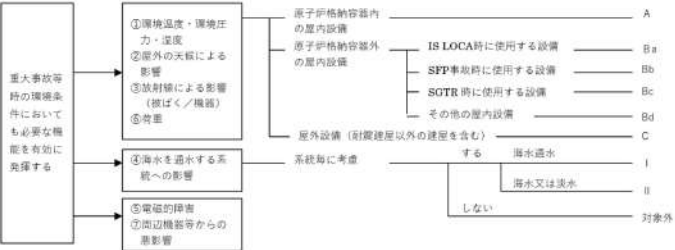

| 大飯発電所3 / 4号炉 | | 泊発電所3号炉 | | | | 相違理由 |
|--|---|---|------|------------------------|--|------|
| | | 泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設) | | | | |
| 第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 | その他の設備 (非常用取水設備) | 取水口 | 報告区分 | 関連資料 | | |
| | 環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/風対策 | ① 屋外 (有効に機能を確認する) | C | ① [補足説明資料]他4-2 配置図 | | |
| | 設置 | (有効に機能を確認する) | - | | | |
| | 海水 | ② 海水取水 (常時海水を過水) | I | | | |
| | 電線敷 | (機能に影響が与われない) | - | | | |
| | 他設備からの影響 | (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない) | - | | | |
| | 操作性 | ③ 対象外 (操作不要) | / | ② | | |
| | 試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力) | その他 (外観の確認が可能) | N | [補足説明資料]他4-3 試験・検査説明資料 | | |
| | 切り替え性 | ④ 旧施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (旧施設と同じ系統構成で使用) | B1 | ④ | | |
| | 系統設計 | ⑤ 【水源 (海水取水)】 旧と旧系統構成 (設計基準対象範囲として使用する場合は旧と旧系統構成) | A4 | ⑤ | | |
| | 配置設計 | 地震、洪水、火災、外部からの悪影響を及ぼさない | - | | | |
| | その他 (漏れ物) | 対象外 | / | | | |
| | 設置場所 | ⑥ 対象外 (操作不要) | / | ⑥ | | |
| | 常設SAの質量 | ⑦ 対象外 | / | ⑦ | | |
| | 利用の禁止 | (共用しない) | - | | | |
| 保護条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災 | ⑧ 【水源 (海水取水)】 防止設備/代替対象旧設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし | / | ⑧ | | | |
| サボート系要因 | ⑨ 対象外 (サボート系なし) | / | | | | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 大飯発電所3 / 4号炉 | | 泊発電所3号炉 | | | | 相違理由 |
|--|--|--|------|--------------------------|--|------|
| | | 泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設) | | | | |
| 第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 | その他の設備（非常用取水設備） | 取水源 | 報告区分 | 関連資料 | | |
| | 環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/風対策 | ① 屋外 (有効に機能を確認する) | C | ① 【補足説明資料】他4-2 配置図 | | |
| | 設置 | | - | | | |
| | 海水 | ② 海水取水 (常時海水を過水) | I | | | |
| | 電線路 | (機能が低下しない) | - | | | |
| | 他設備からの影響 | (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない) | - | | | |
| | 操作性 | ③ 対象外 (操作不要) | / | ② | | |
| | 試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力) | ④ その他 (外観の確認が可能) | N | ④ 【補足説明資料】他4-3 試験・検査説明資料 | | |
| | 切り替え性 | ⑤ 旧施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (旧施設と同じ系統構成で使用) | B L | ⑤ | | |
| | 系統設計 | ⑥ 【水源（海水取水）】 旧と旧系統構成 (設計基準対象範囲として使用する場合は旧と旧系統構成) | A d | ⑥ | | |
| | 配置設計 | 地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない | - | | | |
| | その他(漏洩物) | 対象外 | / | | | |
| | 設置場所 | ⑦ 対象外 (操作不要) | / | ⑦ | | |
| | 常設SAの質量 | ⑧ (対象外) | / | ⑧ | | |
| | 利用の禁止 | (共用しない) | - | | | |
| 保護条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災 | ⑨ 【水源（海水取水）】 防止設備/代替対象旧設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし | / | ⑨ | | | |
| サボート系要因 | ⑩ 対象外(サボート系なし) | / | | | | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|------|
| <p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>④海水を通水する系統については、I：通常時に海水を通水する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を通水しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A①、A②、A③等)</p> | <p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|------|
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。(例：A①、A③等)</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---------|------|
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="246 255 918 510"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <div data-bbox="515 271 784 494"> <p>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> </div> <p>予備容量の考え方へ</p> | | |

予備容量

【考慮事項】

④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか

⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか


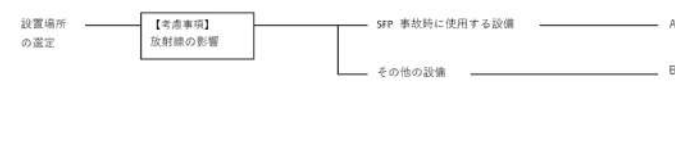

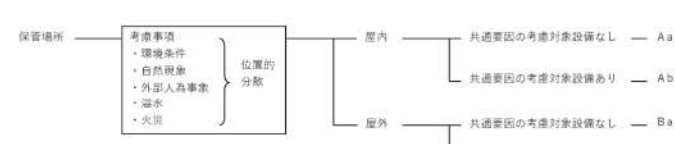
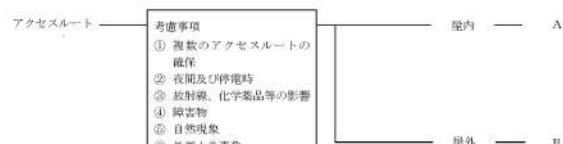

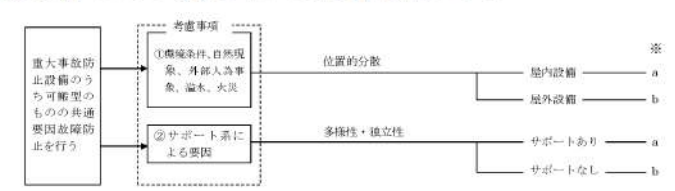
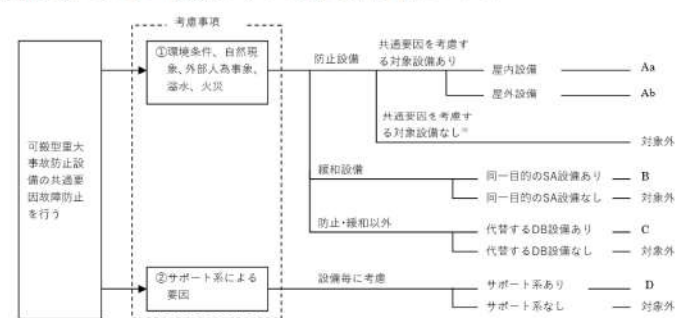
プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a

保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b

④、⑤以外 — c

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  | |
| <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。(例：①a、①b、②a、②b)</p> | <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <p style="text-align: center;">他4-2 配置図 3号炉</p> | <p style="text-align: center;">他4-2 配置図</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|---|------|
| <div data-bbox="179 207 918 1340" style="border: 2px solid black; height: 710px; width: 330px;"></div> <div data-bbox="922 204 1019 566" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 大 飯 発 電 所 第 3 ・ 4 号 機 非常用取水設備の配置を明示した図面 関 西 電 力 株 式 会 社 </div> <div data-bbox="958 630 1003 1316" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません </div> <div data-bbox="922 1372 996 1401" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 他4-2-1 </div> | <div data-bbox="1075 207 1937 1348" style="border: 2px solid black; height: 715px; width: 385px;"></div> <div data-bbox="1249 1385 1818 1417" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|-------------------------------|-----------------------|------|
| <p>45-4 試験・検査説明資料 3号炉</p> | <p>45-3 試験・検査説明資料</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <div data-bbox="244 296 934 1002" style="border: 2px solid black; width: 308px; height: 442px; margin: 20px auto;"></div> <p data-bbox="501 1054 680 1077" style="text-align: center;">非常用取水設備概要図</p> <div data-bbox="259 1106 920 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 295px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません </div> | <div data-bbox="1102 240 1919 1267" style="border: 2px solid black; width: 365px; height: 643px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1317 1355 1883 1382" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 20px auto; width: 253px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

| 大飯発電所3/4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|------|
| <p style="text-align: center;">他4-5 系統図 3号炉</p> | <p style="text-align: center;">他4-4 系統図</p> | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

| 大飯発電所3 / 4号炉 | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|---|------|
| <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">非常用取水設備系統図</div> <div style="border: 2px solid black; width: 80%; height: 60%;"></div> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</div> </div> | <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid black; width: 80%; height: 60%;"></div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">非常用取水設備 系統概要図</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></div> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> | |

泊発電所3号炉
前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト
SA

令和5年8月31日

北海道電力株式会社

目次

| 条文 | 通しページ |
|--|-------|
| 第 41 条 火災による損傷の防止 | 1 |
| 第 43 条 重大事故等対処設備 | 2 |
| 第 44 条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 | 7 |
| 第 45 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 | 8 |
| 第 46 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 | 10 |
| 第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 | 13 |
| 第 48 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 | 14 |
| 第 49 条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 | 15 |
| 第 50 条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 | 16 |
| 第 51 条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 | 17 |
| 第 52 条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 | 18 |
| 第 53 条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 | 19 |
| 第 54 条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 | 20 |
| 第 55 条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 | 21 |
| 第 56 条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 | 22 |
| 第 57 条 電源設備 | 23 |
| 第 58 条 計装設備 | 24 |
| 第 59 条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 | 27 |
| 第 60 条 監視測定設備 | 29 |
| 第 61 条 緊急時対策所 | 30 |
| 第 62 条 通信連絡を行うために必要な設備 | 31 |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第41条 火災による損傷の防止

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 41条 (SA41H r. 10.0) | 41条-補-41-1-添7-5 41条-補-41-3-6 41条-補-41-3-添1-27 41条-補-41-4-添3-4 41条-補-41-5-添2-10 41条-補-41-5-添10-4 | 建屋内の配置図 (T.P. 10. 3m) を最新のものに貼り替えました。 ・最新化に伴う変更点：扉が無い箇所に扉が表記されていたため、当該扉を削除しました。 当該扉は火災区画境界の扉では無いため、削除に伴う火災区画の変更はございません。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 41条 (SA41H-9 r. 9.0) | 41条-補-41-1-添7-5 41条-補-41-3-8 41条-補-41-3-添1-27 41条-補-41-4-添3-4 41条-補-41-5-添2-18 41条-補-41-5-添10-4 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 41条 (SA41H r. 10.0) | 41条-補-41-1-15 41条-補-41-1-参2-1, 2 | 燃料油貯蔵量の単位表記について、以下のとおり記載の統一を図りました。 (旧) m ³ (新) kL | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 41条 (SA41H-9 r. 9.0) | 41条-補-41-1-19 41条-補-41-1-参2-1, 2 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第43条 重大事故等対処設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------------------------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共1-12, 15 | 技術的能力における手順名称の変更と整合を図り、以下の系統機能名称を変更しました。 (旧) タービン動補助給水ポンプの <u>手動起動</u> (新) タービン動補助給水ポンプの <u>機能回復</u> (旧) 電動補助給水ポンプへの <u>給電</u> (新) 電動補助給水ポンプの <u>機能回復</u> | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共1-16, 18 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共1-15 | 以下の誤記を修正しました。 (旧) 1次冷却設備 配管 [流路] (新) 1次冷却設備 配管・弁 [流路] (旧) 主蒸気設備 配管 [流路] (新) 主蒸気設備 配管・弁 [流路] | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共1-18 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共1-17, 18, 20, 21, 22, 24, 26, 27 | 以下の誤記を修正しました。 (旧) 常設耐震重要重大事故防止設備 (設計基準拡張) (新) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共1-20, 21, 23, 24, 25, 27, 29 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共1-26, 27 | 以下の誤記を修正しました。 (旧) 常設耐震重要重大事故防止設備 (新) 常設耐震重要重大事故防止設備 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共1-29 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------|--|----|
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共1-32, 33 | 以下の誤記を修正しました。 (旧) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (新) 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共1-33, 34 | 同上 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共1-47 | 以下の誤記を修正しました。 (旧) 非常取水設備 (新) 非常用取水設備 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共1-52 | 同上 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共2-16~19 | 43条第1項第4号の切替え性の切替性区分表(1/9)~(4/9)について、以下の他箇所修正内容を反映しました。 ・技術的能力の手順名称の修正反映 (旧) タービン動補助給水ポンプの <u>手動起動</u> (新) タービン動補助給水ポンプの <u>機能回復</u> (旧) 電動補助給水ポンプへの <u>給電</u> (新) 電動補助給水ポンプの <u>機能回復</u> (旧) 制御用空気圧縮機による・・・ (新) 制御用空気圧縮機(<u>海水冷却</u>)による ・構成設備から「主蒸気管」の記載削除 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共2-21~24 | 同上 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共4-24 | 表5において、可搬型大型送水ポンプ車や可搬型ホースを使用する設備として以下のとおり用語を統一しました。 ・「可搬型代替注水設備」→「注水設備及び水の供給設備」 ・「代替補機冷却設備」→「除熱設備」 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共4-26 | 同上 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共5-2 | 建屋外に接続口を配置する場合、凍結により接続作業に悪影響を与えない配慮をする旨を追記しました。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------------------|---|----|
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共5-3 | 同上 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共5-4 | 「用途に応じた接続口」を設置する先行例として、大飯3/4号炉の接続口に関する補足説明資料の抜粋を掲載し、相違理由欄に説明を追記しました。 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共7-6, 7 | 共一1で技術的能力の手順名称の変更を反映したことを反映し、以下の系統機能名称を変更しました。 (旧) タービン動補助給水ポンプの <u>手動起動</u> (新) タービン動補助給水ポンプの <u>機能回復</u> (旧) 電動補助給水ポンプへの <u>給電</u> (新) 電動補助給水ポンプの <u>機能回復</u> | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共7-7, 8 | 同上 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共8-11, 18 | 62条(通信連絡を行うために必要な設備)において、無線連絡設備(携帯型)の保管場所を、緊急時対策所(待機所)及び中央制御室に見直したことを反映しました。 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共8-13, 20 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共8-19 | 第5図 番号の誤記を修正しました。 (旧) (1/2) (新) (2/2) また、他の図との整合を図り、凡例を追加しました。 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共8-21 | 同上 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共8-21, 53, 167, 170 | 共一1で技術的能力の手順名称の変更を反映したことを反映し、以下の系統機能名称を変更しました。 (旧) タービン動補助給水ポンプの <u>手動起動</u> (新) タービン動補助給水ポンプの <u>機能回復</u> (旧) 電動補助給水ポンプへの <u>給電</u> (新) 電動補助給水ポンプの <u>機能回復</u> | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------------------|---|----|
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共8-23, 62, 215, 218 | 同上 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共9-13 | 62条(通信連絡を行うために必要な設備)において、無線連絡設備(携帯型)の保管場所を、緊急時対策所(待機所)及び中央制御室に見直したことを反映しました。 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共9-17 | 同上 | |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共10-3, 4 | 共一1の系統機能名称と整合を図り、以下の名称を変更しました。 (旧) 1次冷却系のフィードアンドブリード(高圧注入ポンプ) (新) 1次冷却系のフィードアンドブリード | |
| 31 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共10-4, 5 | 同上 | |
| 32 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共10-3, 4 | 共一1で技術的能力の手順名称の変更を反映したことを反映し、以下の系統機能名称を変更しました。 (旧) タービン動補助給水ポンプの手動起動 (新) タービン動補助給水ポンプの機能回復 (旧) 電動補助給水ポンプへの給電 (新) 電動補助給水ポンプの機能回復 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共10-4, 5 | 同上 | |
| 34 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共10-13 | 共一1の以前の見直しと整合を図り、50条のSA設備として記載していた「格納容器スプレイ」手段を削除しました。 | |
| 35 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共10-15 | 同上 | |
| 36 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共10-14 | 共一1の以前の見直しと整合を図り、以下の名称を修正しました。 (旧) 代替炉心注水(B-充てんポンプ) (新) 代替炉心注水(B-充てんポンプ(自己冷却)) | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-----------|---|----|
| 37 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共10-16 | 同上 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共10-16 | 共一1の記載と整合を図り、以下の設備名称を修正しました。 (旧) 補助給水ピット [水源] (新) 補助給水ピット (旧) 燃料取替用水ピット [水源] (新) 燃料取替用水ピット | |
| 39 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共10-18 | 同上 | |
| 40 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共10-18 | 共一1の系統機能名称と整合を図り、以下の対応手段名称を修正しました。 (旧) 水素濃度計測 (アニュラス内の水素濃度) (新) 水素濃度計測 (アニュラス部の水素濃度) | |
| 41 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共10-21 | 同上 | |
| 42 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 9. 0) | P. 共10-21 | 共一1の系統機能名称と整合を図り、以下の対応手段名称を修正しました。 (旧) 放射性物質の濃度 (空气中・水中・土壌中) 及び海上モニタリング (新) 放射性物質濃度 (空气中・水中・土壌中) 及び海上モニタリング | |
| 43 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 5. 0) | P. 共10-25 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】（SA44 r.9.0） | 添44-33 | 表2.1.9で駆動電源の箇所に記載漏れがありましたので、修正しました。 （旧）記載なし （新）不要／二 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】（SA45 r.9.0） | 45-3 45-4 45-6 45-19 添_目-1, 目-2 添45-2 添45-4 添45-5 添45-24 添45-25 添45-26 添45-27 | 技術的能力の手順名称の修正について、以下のとおり反映しました。 （旧） 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動） （新） 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復） （旧） 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電） （新） 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復） （旧） 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 （新） 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気逃がし弁の機能回復 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】（SA45-9 r.9.0） | 45-5 45-7 45-13 45-34 添45-1 添45-2 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】（SA45 r.9.0） | 45-4 | 46条（5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）以外のまとめ資料にて、43条適合性を記載する旨の記載（飛ばし記載）のうち、以下の飛ばし記載は、当該条にて適合性を記載していることから、削除しました。 （削除） 非常用炉心冷却設備のうち蓄圧注入系の蓄圧タンク、蓄圧タンク出口弁、配管及び弁については、「5.3 非常用炉心冷却設備」に記載する。 （削除） 2次冷却設備のうちタービン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、補助給水ビット及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁並びに2次冷却設備のうち給水設備、補助給水設備及び主蒸気設備の配管及び弁については、「5.11 2次冷却設備」に記載する。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-------------------------------|---|----|
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】 (SA45-9 r.9.0) | 45-10 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】 (SA45 r.9.0) | 添付_目-2 添45-35~39 | 技術的能力審査基準の要求事項に対応する「電動補助給水ポンプの機能回復」について、適合方針のみの記載であったため、重大事故対処設備としての設備概要及び43条適合性を記載した2.2.4章を追記しました。 なお、同手段(電動補助給水ポンプの機能回復)は47条においても設定しており、追記内容については、該当する47条添付資料の記載を参照して追記しました。 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】 (SA45-9 r.9.0) | 添45-3 | 同上(目次記載の反映) | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 45条 (SA45H r.9.0) | 45-4-7 | 技術的能力の手順名称の修正について、以下のとおり反映しました。 (旧) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動 (新) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 45条 (SA45H-9 r.5.0) | 45-4-8 | 同上 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 45条 (SA45H r.9.0) | (補足45-7) 表紙~45-7-2 | 技術的能力の手順名称の修正について、以下のとおり反映しました。 (旧) タービン動補助給水ポンプの起動 (新) タービン動補助給水ポンプの機能回復 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 45条 (SA45H-9 r.5.0) | 45-7-1~45-7-3 | 同上 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 45条 (SA45H r.9.0) | 45-9-15 45-9-19 45-9-23 | 技術的能力の手順名称の修正について、以下のとおり反映しました。 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.9.0） | 46-5 46-10 46-11 添46_目-1 添46-3 添46-7 添46-49 | 技術的能力の手順名称の修正について、以下のとおり反映しました。 （旧） 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動） （新） 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復） （旧） 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電） （新） 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復） （旧） 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 （新） 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気逃がし弁の機能回復 （旧） 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による加圧器逃がし弁の機能回復 （新） 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）による加圧器逃がし弁の機能回復 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.9.0） | 46-6 46-8 46-21 添46-1 添46-2 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.9.0） | 46-7 46-8 46-41 添46-92 添46-98 | 流路として重大事故等対処設備として使用する設備の記載として、配管のみ記載していた「1次冷却設備」及び「2次冷却設備のうち主蒸気設備」に対して、「及び弁」を追記しました。 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.9.0） | 46-16 46-18 46-69 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|----------------|--|----|
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46 r.9.0) | 46-8 46-41 | 補正書本文への移植時、構文を修正しなくとも移植可能なよう以下の記載を適正化しました。 (旧)・・・主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁は、中央制御室からの遠隔操作によって作動させ、・・・ (新)・・・中央制御室からの遠隔操作によって主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を作動させ、・・・ | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46-9 r.9.0) | 46-17 46-69 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46 r.9.0) | 46-8 | 46条(5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備)以外のまとめ資料にて、43条適合性を記載する旨の記載(飛ばし記載)のうち、以下の飛ばし記載は、当該条にて適合性を記載していることから、削除しました。 (旧) 1次冷却設備の蒸気発生器、加圧器及び加圧器逃がし弁については、「5.1 1次冷却設備」に記載する。 (新) 1次冷却設備については、「5.1 1次冷却設備」に記載する。 (削除) 2次冷却設備のうちタービン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、補助給水ピット及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁並びに2次冷却設備のうち給水設備、補助給水設備及び主蒸気設備の配管及び弁については、「5.11 2次冷却設備」に記載する。 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46-9 r.9.0) | 46-18 | 同上 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 46条(SA46H r.9.0) | 46-9-1~3 | 技術的能力 添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」のアクセスルート図と整合を図り、最新化しました。 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 46条(SA46H-9 r.5.0) | 46-9-2~4 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|----------------------------------|---|----|
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 46条 (SA46H r. 9. 0) | 46-11-16 46-11-20 46-11-24 | 技術的能力の手順名称の修正について、以下のとおり反映しました。 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 46条 (SA46H r. 9. 0) | (補足46-12) 表紙～46-12-2 | 技術的能力の手順名称の修正について、以下のとおり反映しました。 (旧) タービン動補助給水ポンプの起動 (新) タービン動補助給水ポンプの機能回復 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 46条 (SA46H-9 r. 5. 0) | 46-12-1～46-12-3 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA47 r.9.0) | 47-22 | 47条(5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための設備)以外のまとめ資料にて、43条適合性を記載する旨の記載(飛ばし記載)のうち、以下の飛ばし記載は、当該条にて適合性を記載していることから、削除しました。 (削除) 2次冷却設備のうちタービン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、補助給水ピット及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁並びに2次冷却設備のうち給水設備、補助給水設備及び主蒸気設備の配管及び弁については、「5.11 2次冷却設備」に記載する。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA47-9 r.9.0) | 47-64 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA47 r.9.0) | 添47-19 添47-25 添47-26 添47-42 添47-51 添47-59 | 他の箇所との整合で記載を適正化しました。 (旧) ○○系/○○系統 (新) ○○設備 (旧) 燃料取替用水系統 (新) <u>非常用炉心冷却設備</u> | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA47 r.9.0) | 添47-34 | 表2.4-9の低圧注入系の駆動用空気について誤記があったため、削除しました。 (旧) 低圧注入系：不要、余熱除去設備：必要 (新) 不要 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 47条(SA47H r.9.0) | p47-3-53 | 代替格納容器スプレイポンプの機能性能試験系統について、補助給水ピットを水源とする試験ループのところ、燃料取替用水ピットを水源としていたことから、機能性能試験系統を示す範囲に誤記修正しました。 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 47条(SA47H-9 r.5.0) | p47-3-60 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 47条(SA47H r.9.0) | p47-10-23~25 | 記載内容について、技術的能力側と整合させ、サポート系故障時の概要図を追加しました。 これに伴い、P23は(フロントライン系故障時)の概要図としてタイトルに追記しました。 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|----------------------------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 48条（SA48H r. 9. 0） | 48-10-14 48-10-18 48-10-22 | 技術的能力の手順名称の修正について、以下のとおり反映しました。 （旧） 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 （新） 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気逃がし弁の機能回復 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 49条 (SA49H r. 9. 0) | 49-3-8 | 代替格納容器スプレイポンプの機能性能試験系統について、補助給水ピットを水源とする試験ループのところ、燃料取替用水ピットを水源としていたことから、機能性能試験系統を示す範囲に誤記修正しました。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 49条 (SA49H-9 r. 4. 0) | 49-3-9 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 49条 (SA49H r. 9. 0) | 49-9-5 | 技術的能力 添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」のアクセスルート図と整合を図り、最新化しました。 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 49条 (SA49H-9 r. 4. 0) | 49-9-6 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 50条 (SA50H r. 9. 0) | 50-3-8 | 代替格納容器スプレイポンプの機能性能試験系統について、補助給水ピットを水源とする試験ループのところ、燃料取替用水ピットを水源としていたことから、機能性能試験系統を示す範囲に誤記修正しました。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 50条 (SA50H-9 r. 4. 0) | 50-3-9 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 50条 (SA50H r. 9. 0) | 50-9-5 | 技術的能力 添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」のアクセスルート図と整合を図り、最新化しました。 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 50条 (SA50H-9 r. 4. 0) | 50-9-6 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第51条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 51条（SA51H r. 9. 0） | p51-3-8 | 代替格納容器スプレイポンプの機能性能試験系統について、補助給水ピットを水源とする試験ループのところ、燃料取替用水ピットを水源としていたことから、機能性能試験系統を示す範囲に誤記修正しました。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 51条（SA51H-9 r. 4. 0） | p51-3-9 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 52条 (SA52H r. 9. 0) | 52-9-5 | 技術的能力 添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」のアクセスルート図と整合を図り、最新化しました。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 52条 (SA52H-9 r. 4. 0) | 52-9-6 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r.10.0) | 添53-11, 12 | アニュラス空気浄化設備による水素排出における操作対象機器の設置場所, 操作方法の記載を59条とも整合を図りました。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 53条 (SA53H r.10.0) | 53-4-3 | アニュラス空気浄化設備による水素排出(全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)における操作対象機器の記載を添付資料と整合を図りました。 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 53条 (SA53H-9 r.5.0) | 53-4-4 | 同上 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 53条 (SA53H r.10.0) | 53-11-1, 4 | 技術的能力 添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」のアクセスルート図と整合を図り, 最新化しました。 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 53条 (SA53H-9 r.5.0) | 53-11-2, 5 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------------------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 54条 (SA54H r. 9. 0) | 54-1-8 | 泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)に使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を追加しました。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 54条 (SA54H-9 r. 5. 0) | 54-1-9 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 54条 (SA54H r. 9. 0) | 54-9-5, 6, 8, 9, 11, 12, 14 | 技術的能力 添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」のアクセスルート図と整合を図り, 最新化しました。 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 54条 (SA54H-9 r. 5. 0) | 54-9-6, 7, 9, 10, 12, 13, 15 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 55条（SA55H r. 8.0） | 55-8-5 | 技術的能力 添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」のアクセスルート図と整合を図り、最新化しました。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 55条（SA55H-9 r. 3.0） | 55-8-6 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---------------------------------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 56条（SA56H r. 9. 0） | p56-3-16, 17を削除 （以降の頁，繰り上がり） | 本条にてSA設備として抽出していない代替格納容器スプレイポンプが含まれていたため，削除しました。 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第57条 電源設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--|---------------------------------|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r.11.0) | 57-2-14 57-9-2, 40, 48, 55 57-13-2 | 技術的能力1.0と整合を図り, 配置図を最新化した。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.5.0) | 57-2-27 57-9-3, 55, 103, 127 57-13-3 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r.11.0) | 57-7-7 | 技術的能力1.0と整合を図り, アクセスルート図を最新化した。 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.5.0) | 57-7-8 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r.11.0) | 57-9-60, 69, 78, 84 57-10-32 | 41条と整合を図り, ルート図を最新化した。 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.5.0) | 57-9-139, 223, 263, 305 57-10-38 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r.11.0) | 57-11-24 | 技術的能力1.14と整合を図り, 配置図を最新化した。 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.5.0) | 57-11-25 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第58条 計装設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.10.0) | 58-38 | 誤記訂正のため、「第6.4.1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要仕様」について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧)(37)可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (新)(36)可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.10.0) | 58-70 | 誤記訂正のため、「第6.4.4表 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータ」の分類欄について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧)電源 (新)電源関係 (旧)補機 (新)補機関係 (技術的能力1.15の本文「第1.15.4表 補助パラメータ」の記載表現と整合を図った。) | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.11.0) | 添58-37 | 誤記訂正のため、(7)設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項第七号)(ii)適合性の記載の最後に、関連補足説明資料No「(58-2)(58-9)」を追記した。 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 58条(SA58H r.11.0) | 58-8-4, 5, 6 | 適正化のため、推定方法及び推定の評価の記載について、行間、改ページ等の体裁を整えた。 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 58条(SA58H-9 r.10.0) | 補58-8-4, 5, 6 | 同上 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 58条(SA58H r.11.0) | 58-8-11 | 適正化のため、「第5図 原子炉圧力容器内の水位と水位変化の概念図」のPI及びTIをPT及びTEに変更した。 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 58条(SA58H-9 r.10.0) | 補58-8-10 | 同上 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 58条(SA58H r.11.0) | 58-8-49 | 適正化のため、「第26図 原子炉格納容器の水位と水量の相関図」について、フォントをcenturyから明朝体に変更した。 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 58条(SA58H-9 r.10.0) | 補58-8-45 | 同上 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 58条(SA58H r.11.0) | 58-8-56, 59 | 適正化のため、推定方法で示す計測範囲の関係について、フォントをcenturyから明朝体に変更した。 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 58条(SA58H-9 r.10.0) | 補58-8-51, 54 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------------|---|----|
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.11.0) | 58-8-82 | 適正化のため、推定方法(3)②について、以下のとおり記載を修正した。(下線部参照) (旧) 1次冷却材圧力(広域)の計測が不可能となった場合には、～、蒸気発生器伝熱管破損がないこと及び格納容器再循環サンプ水位(広域)～。 (新) 1次冷却材圧力(広域)の計測が不可能となった場合には、～、蒸気発生器伝熱管破損がないこと並びに格納容器再循環サンプ水位(広域)～。 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r.10.0) | 補58-8-74 | 同上 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.11.0) | 58-8-83, 84 | 本文で記載する推定方法と整合させるため、格納容器バイパスの監視の推定方法(12)～(14)について自主対策設備である格納容器サンプ水位を、推定方法(15)及び(16)について自主対策設備である余熱除去ポンプ出口圧力を優先順位①から②に修正した。また、これに伴い優先順位②の推定方法の記載を追加した。 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r.10.0) | 補58-8-75, 76 | 同上 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.11.0) | 58-8-88, 89 | 本文で記載する推定方法と整合させるため、格納容器バイパスの監視の推定の評価(12)～(14)について自主対策設備である格納容器サンプ水位を、推定の評価(15)及び(16)について自主対策設備である余熱除去ポンプ出口圧力を優先順位①から②に修正した。また、これに伴い推定の評価の①の記載見直し(3つのパラメータを並記していたものを2つにしたため、”、”を”及び”にした)、②の記載を追加した。 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r.10.0) | 補58-8-80, 81 | 同上 また、記載の追加に伴い、以降のページ数が1ページずれた。 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.11.0) | 58-8-97, 98 | 適正化のため、使用済燃料ピットの監視の推定方法(1)～(4)について、優先順位が同じ推定方法をパラメータ毎に分けて記載していたものを、資料内の他の記載と整合を図り分けずに記載することとした。 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r.10.0) | 補58-8-93, 94 | 同上 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.11.0) | 58-8-98, 99, 100 | 適正化のため、使用済燃料ピットの監視の推定方法(5)～(11)について、優先順位の記載がなかったため、資料内の他の記載と整合を図り優先順位を示す記載とした。 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r.10.0) | 補58-8-94, 95, 96 | 同上 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.11.0) | 58-8-99 | 適正化のため、使用済燃料ピットの監視の推定方法(6)について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット水(自主対策設備)～ (新) 使用済燃料ピット水位(自主対策設備)～ | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--------------------|---|----|
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 58条（SA58H-9 r. 10. 0） | 補58-8-95 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 58条（SA58H r. 11. 0） | 58-8-100, 101, 102 | 適正化のため、使用済燃料ピットの監視の推定の評価について、優先順位が同じ推定方法をパラメータ毎に分けて記載していたものを、資料内の他の記載と整合を図り分けずに記載することとした。 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 58条（SA58H-9 r. 10. 0） | 補58-8-96, 97, 98 | 同上 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 58条（SA58H r. 11. 0） | 58-11全般 | 有効性評価との整合を図り、表58-11-2（37条（重大事故等対策の有効性評価）各シナリオにおいて期待する設備とその分類について）を最新化した。 | |
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 58条（SA58H-9 r. 10. 0） | 同上 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.12.0) | とりまとめた資料-3 | 相違理由欄の以下の記載を修正した。 (旧) 水素排出 (新) 水素の排出 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.12.0) | 59-16 | 相違理由欄の以下の記載を修正した。 (旧) 水素排出 (新) 水素の排出 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.13.0) | 59-34 | 以下の記載を修正した。 (旧) 水素排出 (新) 水素の排出 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.12.0) | 59-65 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.12.0) | 59-68 | 相違理由欄の以下の記載を修正した。 (旧) 水素排出 (新) 水素の排出 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.13.0) | 添59-45 | 53条及び技術的能力との整合のため、表2.16-19の記載を適正化 ・弁名称の誤記を修正し半角に修正 (旧) <u>D-V S-653</u> → (新) 3D-VS-653 (旧) <u>V-V S-102B</u> → (新) 3V-VS-102B (旧) <u>V-V S-102B</u> → (新) 3V-VS-102B (旧) (<u>S A</u> 対策) → (新) (SA対策) ・「アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ口金弁2」及び「アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル入口弁2」を削除。 ・電源喪失時に「B-アニュラス排気ダンパ」を追記(他の弁操作により間接的に開となるため記載していなかったが、他条文との整合のため追記した。) | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.12.0) | 59-添付-57 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-----------|---|----|
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 59条（SA59H r. 13.0） | 59-4-4 | 53条及び技術的能力との整合のため、図59-4-4の表の記載を適正化 ・弁名称の誤記を修正し半角に修正 （旧） <u>D-V S-6 5 3</u> →（新） <u>3D-VS-653</u> （旧） <u>V-V S-1 0 2 B</u> →（新） <u>3V-VS-102B</u> （旧） <u>V-V S-1 0 2 B</u> →（新） <u>3V-VS-102B</u> （旧）（ <u>SA対策</u> ） →（新）（ <u>SA対策</u> ） ・「アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベロ金弁2」及び「アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル入口弁2」を削除。 ・電源喪失時に「B-アニュラス排気ダンパ」を追記（他の弁操作により間接的に開となるため記載していなかったが、他条文との整合のため追記した。）。 ・「B-アニュラス全量排気弁」の備考の「制御用空気」を削除した。 また、上記により表内と図の番号を繰り上げた。 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 59条（SA59H-9 r. 12.0） | 59-補足-132 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第60条 監視測定設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 60条（SA60H r.14.0） | 60-6-41, 42 | 第3.7-1図及び第3.7-2図において、他条文による3号炉心付近のアクセスルートの変更を反映した。 60条では用いないルートであるため影響はない。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 60条（SA60H-9 r.7.0） | 60-補足-92, 93 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 60条（SA60H r.14.0） | 60-6-69 | 第4図において、他条文による3号炉心付近のアクセスルートの変更を反映した。 60条では用いないルートであるため影響はない。 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 60条（SA60H-9 r.7.0） | 60-補足-127 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 60条（SA60H r.14.0） | 60-7-1～3 | 他条文による3号炉心付近のアクセスルートの変更を反映した。 60条では用いないルートであるため影響はない。 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 60条（SA60H-9 r.7.0） | 60-補足-166～168 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第61条 緊急時対策所

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|---|--------------------|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.13.0) | 61-18 | 条文間整合のため、以下の記載を追加し適正化(下線部参照) (旧)8.1.4 主要設備の仕様 遮蔽設備の主要仕様を第8.1.2表に示す。 (新)8.1.4 主要設備の仕様 遮蔽設備の主要仕様を第8.1.1表及び第8.1.2表に示す。 | 第59条まとめ資料との記載整合のため |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.13.0) | 61-29 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条(SA61H r.13.0) | 61-7-1 | R/B東側部分のアクセスルートの追加によるアクセスルート図の記載内容の適正化 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条(SA61H-9 r.13.0) | 61-補足資料110 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第62条 通信連絡を行うために必要な設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-----------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.11.0) | 62-19 | 相違理由欄の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)【女川】記載方針の相違(大飯審査実績反映) 35-24ページ記載に合わせて充実化。 (新)【女川】記載方針の相違(大飯審査実績反映) 35条の記載に合わせて充実化。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r.6.0) | 62-補足-8, 10, 11 | 相違理由欄の記載の脱字を追記しました(下線部参照)。 (旧)女川・大飯】記載表現の相違 (新)【女川・大飯】記載表現の相違 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r.11.0) | 62-6-1 | 第62-6-1図 屋外アクセスルート図を最新化しました | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r.6.0) | 62-補足-110 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r.11.0) | 62-6-2~12 | 第62-6-2図~第62-6-12図 屋内アクセスルート図を最新化しました | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r.6.0) | 62-補足-111~116 | 同上 | |